

# 舞鶴市第 9 期高齢者保健福祉計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

**【案】**

## 目次

### I. 総論

第1章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけと期間	6
3. 計画策定の経緯と策定後の点検体制	7
第2章 舞鶴市の高齢者などの状況	8
1. 人口・高齢化率の推移	8
2. 高齢者の状況	10
3. アンケート調査結果からみる高齢者の状況	15
第3章 基本的な政策目標と基本理念	16
1. 基本的な政策目標	16
2. 基本理念	18
3. 施策の体系	19
4. 重点施策の方向	20

### II. 各論

第1章 新たな保健・福祉施策及びサービスの体系	34
第2章 保健・福祉サービスの現状・今後の方策	38
1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり	38
2. 高齢者の健康づくりと社会参加・生きがいづくり	56
3. 地域づくりによる介護予防	66
4. 認知症施策の総合的な推進	78
5. 適正な介護サービスの提供と家族支援	85
6. 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上	120
7. 介護事業所等における災害及び感染症対策	123
第3章 介護保険事業量の見込み	125
1. 介護給付費等の見込み	125

### III. 資料

1. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議の開催経過と内容	134
2. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議委員名簿	134
3. 用語解説	135
・ アンケート調査結果	

# I 總論

---

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 高齢化の更なる進展

高齢化の更なる進展に伴い我が国の高齢化率は、令和 5 年 9 月 15 日現在、29.1% となっています。(人口推計(総務省統計局))

我が国の総人口が減少する一方で、高齢者数は今後も増加し、第 1 次ベビーブーム期(1947～1949 年)に生まれた「団塊の世代」全てが 75 歳以上となる令和 7(2025)年には 29.6%に達すると予測されています。

また、第 2 次ベビーブーム期(1971～1974 年)生まれの「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22(2040)年には、高齢化率が 34.8%になると見込まれています。

現在、舞鶴市では、国の平均以上に高齢化が進んでおり、令和 5(2023)年には高齢化率が 32.5%となっています。また、令和 22(2040)年には 37.8%に達すると予測されています。

### (2) 高齢化と社会の変化

高齢化の進展、後期高齢者(75 歳以上)の増加に伴い、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者や核家族化による一人暮らしや高齢者のみの世帯等、日常生活に支援を要する世帯の更なる増加が予想されます。

更にその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年に向け、既に減少に転じている総人口・現役世代人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、医療・介護双方のニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、令和 22(2040)年には 65 歳以上の高齢者 1 人を現役世代 1.6 人で支えることが予想されるなど、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保、更には認知症の高齢者を地域で見守り支えていく体制づくりが重要となります。

### (3) 介護保険制度の変遷

介護保険制度は、その創設(平成 12(2000)年)から 23 年が経過し、この間に介護保険サービス利用者は飛躍的に増大しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着・発展してきま

した。

平成 18（2006）年（第 3 期計画）には、平成 27（2015）年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、ますます増加する高齢者支援のニーズに対して、介護予防給付及び地域支援事業の創設による予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度全般についての見直しが行われました。

平成 27（2015）年（第 6 期計画）では、令和 7（2025）年を目途に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、費用負担の見直し、施設サービスの見直し、地域支援事業の見直し（介護予防・日常生活支援総合事業）等、大きな見直しが行われました。

平成 30（2018）年（第 7 期計画）では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、利用者負担割合の見直し等が行われました。

そして、令和 3（2021）年（第 8 期計画）では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の見直しが行われました。

#### **（４）第 9 期計画策定に向けた制度改革**

令和 6 年度から施行される全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の主な内容は、次のとおりです。

##### **1. 介護情報基盤の整備**

医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者は地域支援事業として位置づける。

##### **2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化**

介護サービス事業者等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ財務状況を分析できる体制を整備する。

##### **3. 介護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務**

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進する。

#### 4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律上明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化し、更なる普及を進める。

#### 5. 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが、地域住民への支援をより適切に行うため、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）を居宅介護支援事業所が市町村からの指定を受けて実施できることとする。また、総合相談支援業務の一部を、居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。

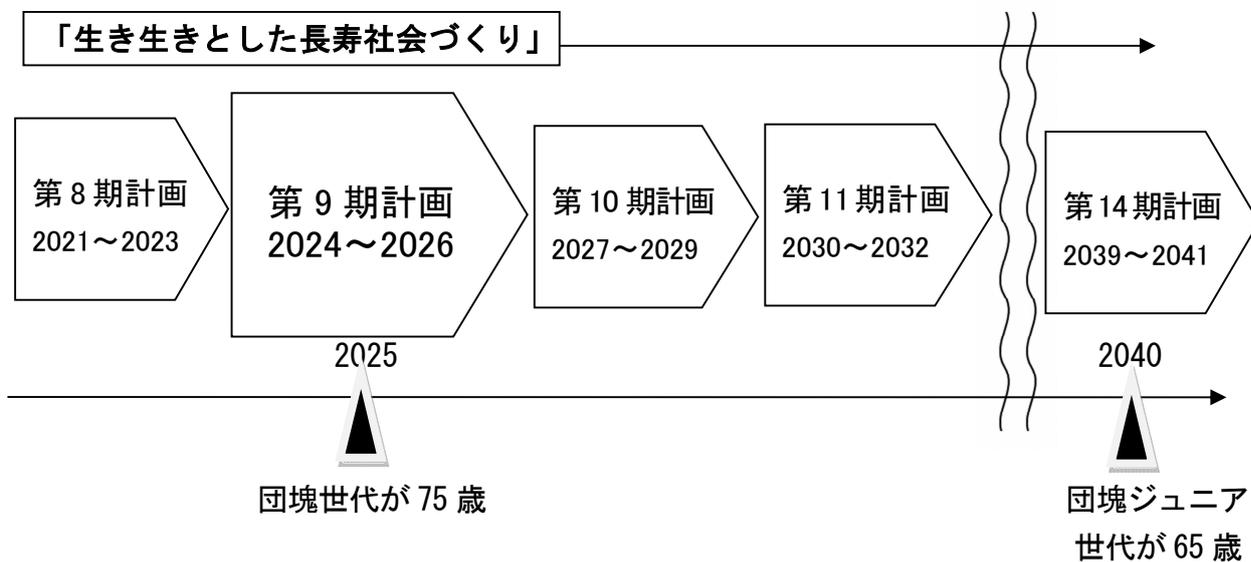
### （5）第9期の策定方針

本市においても、平成12（2000）年の介護保険制度創設時から国の示す方向性を重視しながら高齢者保健福祉計画を策定し、第8期計画においては、「健康と生きがいつくりの推進」「尊厳の確保と自立した生活の実現」「地域共生社会の形成」の3つの基本理念のもと、政策目標である「生き生きとした長寿社会づくり」に向け、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据え、上位計画等との整合性を図りながら、介護保険制度の持続可能性の確保を念頭に置き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を一層進めることを目標として「第9期高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

また、本市の実情に応じた多様な介護サービス基盤の整備、高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場の生産性の向上を図るべく、本計画を策定します。

## (6) 2025年・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定



## 2. 計画の位置づけと期間

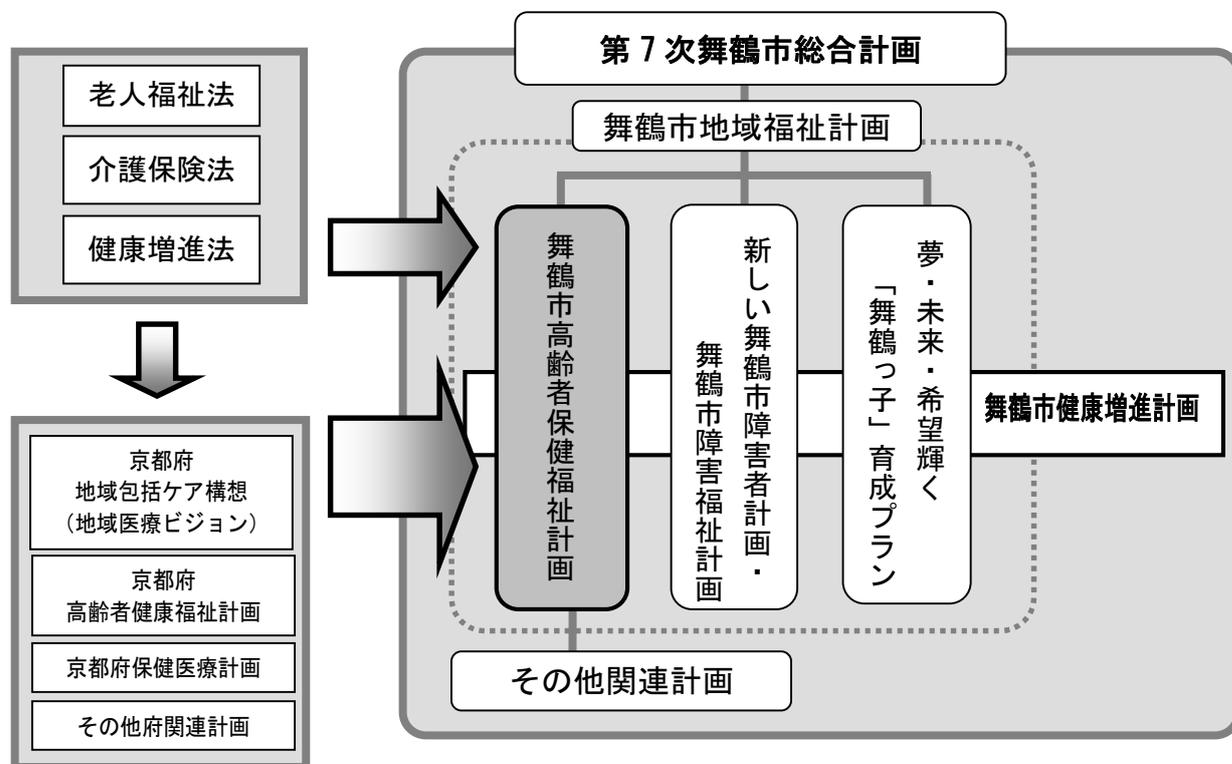
### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を併せ、「舞鶴市高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するものです。また、本計画には市町村介護給付適正化計画を包含するものとします。

### (2) 関連計画との関係と位置づけ

本計画は、「第 7 次舞鶴市総合計画」「舞鶴市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者の健康・福祉の向上と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、高齢者の健康づくり、福祉施策や介護保険制度を円滑に実施することを目的に、「新しい舞鶴市障害者計画・舞鶴市障害福祉計画」、「舞鶴市健康増進計画」及び京都府の関連する計画等との調和を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、中長期的な視点から、団塊ジュニア世代が 65 歳となる令和 22 (2040) 年度に向けた計画となります。



### (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。なお、この計画策定後、著しい社会変動等が生じた場合は、必要に応じ修正・見直しを行います。

## 3. 計画策定の経緯と策定後の点検体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や舞鶴医師会、福祉関係団体をはじめ、地域の各種団体の代表から構成される「舞鶴市長寿社会プラン推進会議」において、関係者の積極的な参画を仰ぐとともに、市民アンケート、事業者アンケート等の実施を通じて、市民との協働により計画づくりを行いました。

計画の実施状況や進捗状況の点検・評価については、「舞鶴市長寿社会プラン推進会議」において、以下の内容について、実態調査などの手法により点検等を行っています。

- ① 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価
- ② 行政機関における調整及び連携等の点検及び評価
- ③ 地域包括支援センターの設置、運営及び評価
- ④ 地域密着型サービスの事業所指定及び運営評価
- ⑤ サービスの質的・量的な観点及び地域の保健・福祉・医療関係者の意見を反映した評価
- ⑥ 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価

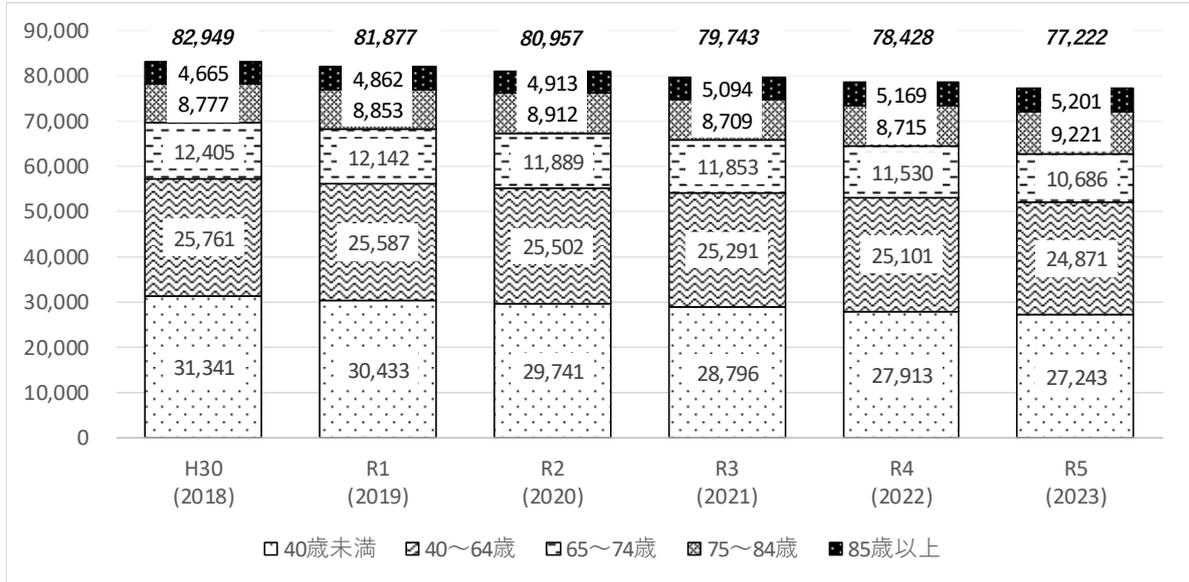
## 第2章 舞鶴市の高齢者などの状況

### 1. 人口・高齢化率の推移

#### (1) 年齢区分別人口・高齢化率の推移

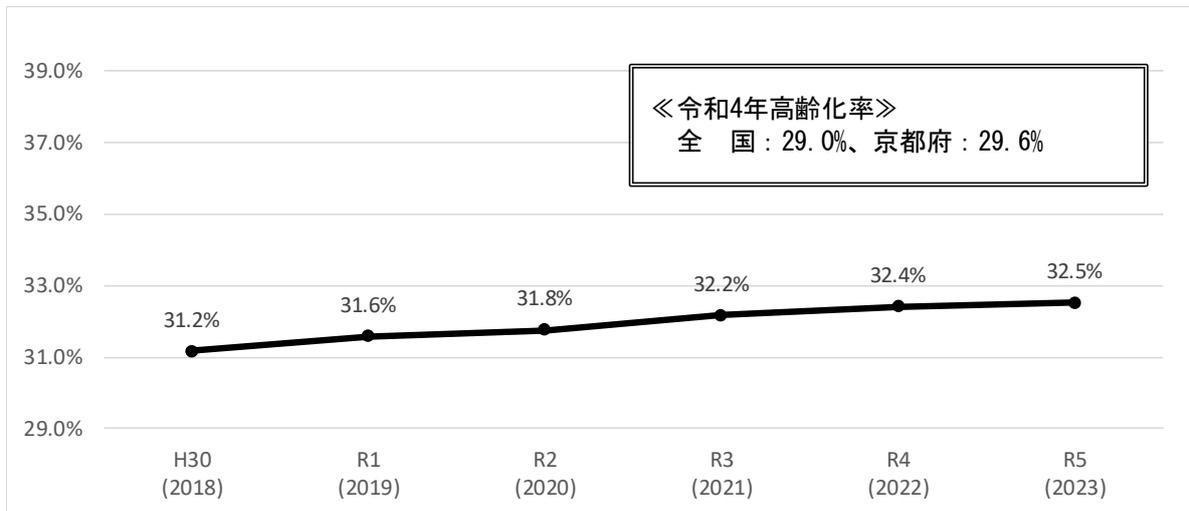
本市の近年の人口推移をみると、5年間で約5,700人余り減少し、令和5(2023)年で77,222人となっています。一方で高齢化率は32.5%と、国や京都府よりも高い値で年々増加しており、後期高齢者の人口が前期高齢者を上回り、年々増加しています。

#### 【人口】



(各年4月1日現在の住民基本台帳数値)

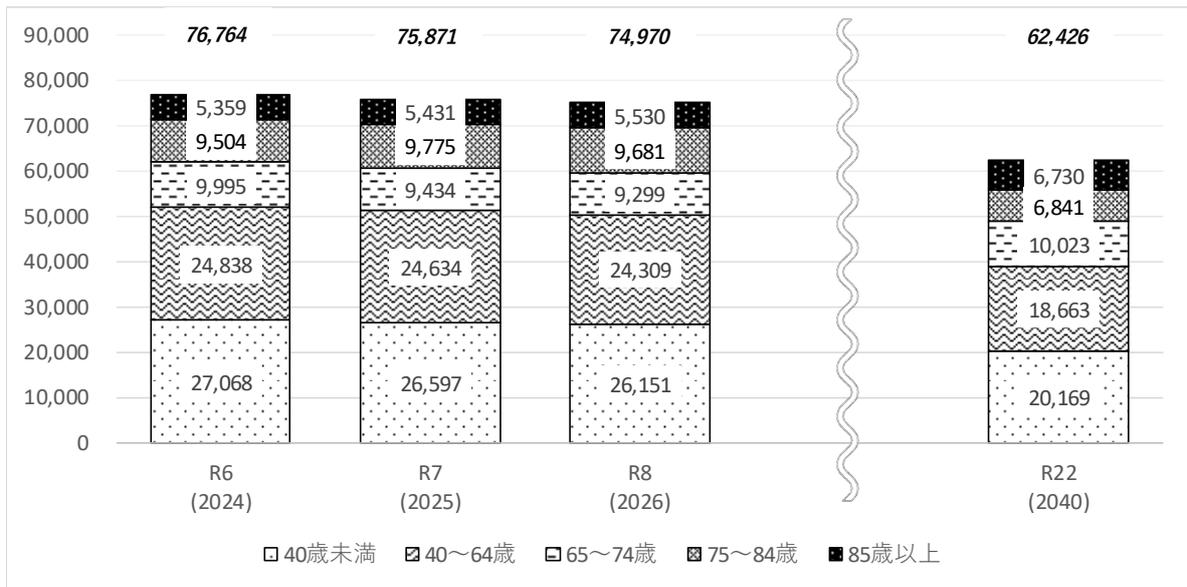
#### 【高齢化率】



## (2) 年齢区分別人口・高齢化率の将来推計

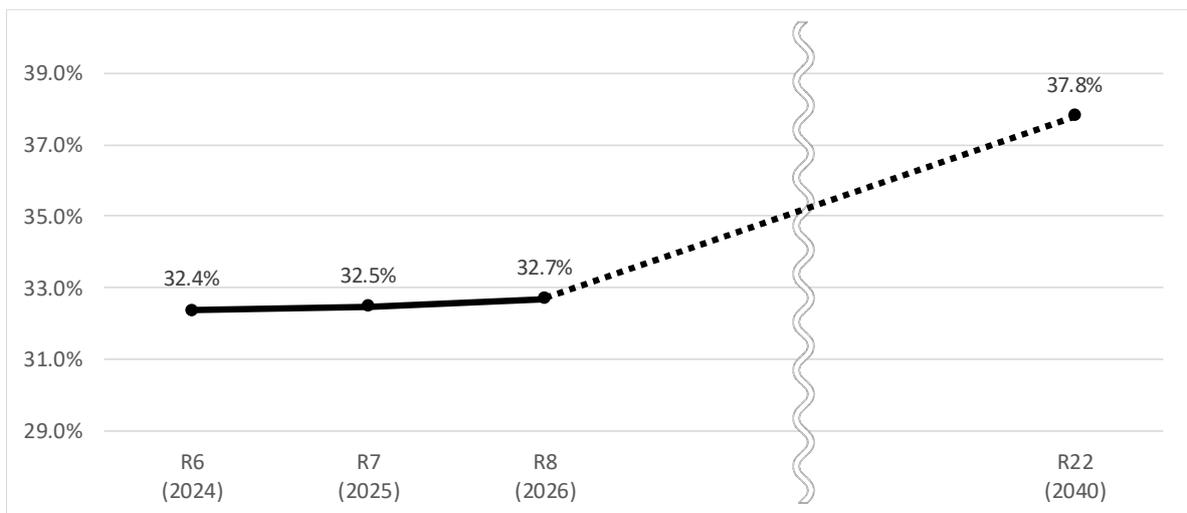
本市の将来の人口推移をみると、年々減少傾向にあり、本計画期間の終了時期の令和8(2026)年には、74,970人まで減少して、高齢化率は32.7%、後期高齢者の割合は20.3%と予測されています。以降さらに人口減少とともに高齢化が進行し、令和22(2040)年には高齢化率が37.8%、後期高齢者の割合は21.7%、そのうち85歳以上の高齢者が10%を超えると予測されています。

### 【人口】



(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」補正值[厚生労働省])

### 【高齢化率】



## 2. 高齢者の状況

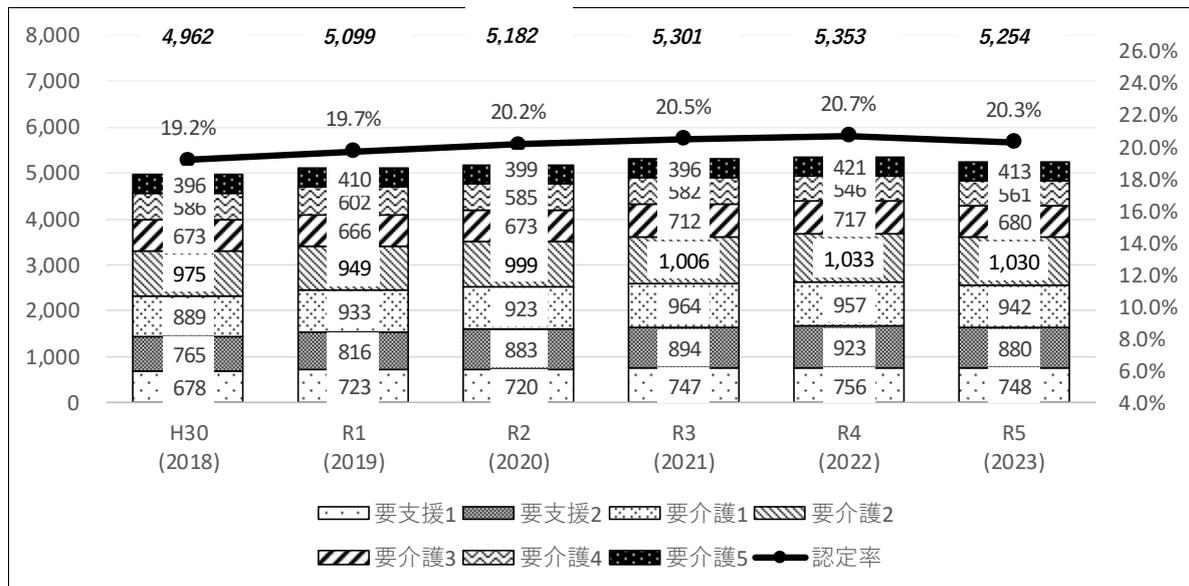
### (1) 要介護認定者数・認定率の状況と推計

要介護認定者は平成 30 年度から微増傾向で推移しており、認定率もほぼ同様の傾向を示しています。

令和 22 (2040) 年に向け、要介護認定者数・認定率とも緩やかに増加していくと見込まれます。

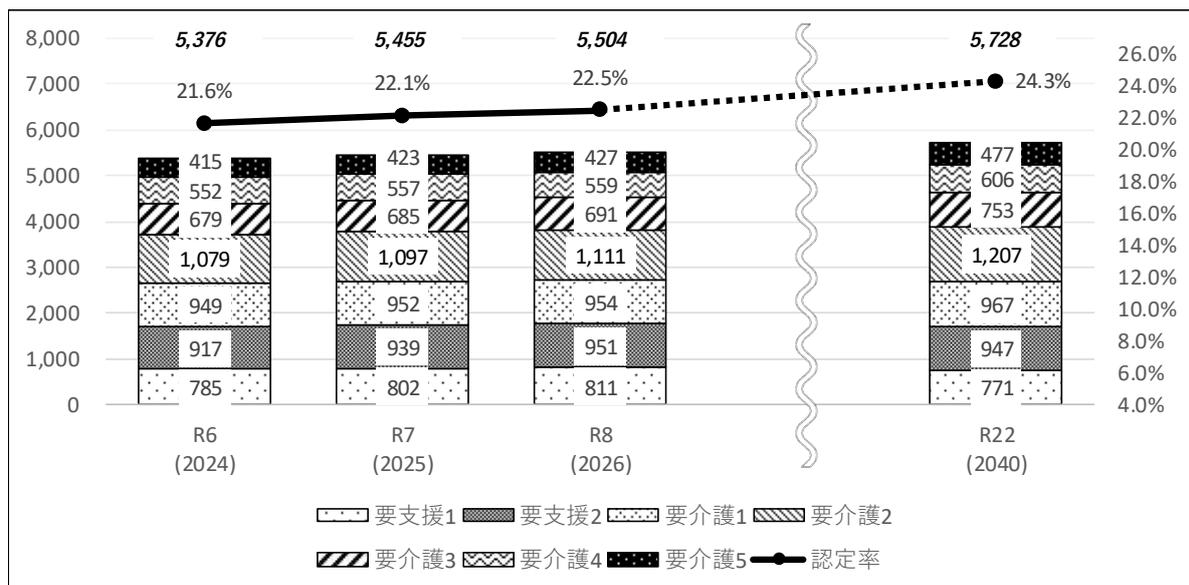
#### ■ 65 歳以上の要介護認定者数・認定率の推移

(各年 9 月末現在)



#### ■ 65 歳以上の要介護認定者数・認定率の推計

(国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」補正值[厚生労働省])



## (2) 認知症高齢者の推移

我が国の65歳以上の認知症高齢者数は、平成24(2012)年時点で約462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人でありましたが、令和7(2025)年には約700万人、5人に1人になることが国の調査で推計されています。

本市でも、中・重度の認知症高齢者数は、令和2年3月には3,149人でしたが、令和5年3月には3,224人に増加しました。これは、要介護認定者の60.3%（第1号被保険者の12.8%）を占めており、高齢化の進展に伴い今後更に増加するものと見込まれます。

日常生活自立度	H29.3 (2017)	R2(2020).3.31				R5(2023).3.31			
	合計	合計	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計	40～64歳	65～74歳	75歳以上
①正常・I	1,905	2,067	36	275	1,756	2,125	46	258	1,821
	38.5%	39.6%	58.1%	55.3%	37.7%	39.7%	56.8%	55.5%	37.9%
②II (a,b)	1,721	1,791	14	126	1,651	1,903	23	128	1,752
	34.8%	34.3%	22.6%	25.4%	35.5%	35.6%	28.4%	27.5%	36.5%
③III (a,b), IV、V	1,323	1,358	12	96	1,250	1,321	12	79	1,230
	26.7%	26.0%	19.4%	19.3%	26.8%	24.7%	14.8%	17.0%	25.6%
④計 (①+②+③)	4,949	5,216	62	497	4,657	5,349	81	465	4,803
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑤ ②+③	3,044	3,149	26	222	2,901	3,224	35	207	2,982
	61.5%	60.4%	41.9%	44.7%	62.3%	60.3%	43.2%	44.5%	62.1%
⑥ 第1号被保険者数	25,814	25,738		11,861	13,877	25,108		10,686	14,422
⑦ ⑤/⑥	11.8%	12.2%		1.9%	20.9%	12.8%		1.9%	20.7%

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	IIa 家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	IIIa 日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	IIIb 夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

### (3) 第1号被保険者一人あたりの介護給付費

第1号被保険者一人あたりの年間の介護給付費は、増加傾向で推移しています。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023見込み)
総給付費 (千円)	7,296,794	7,575,994	7,600,592	7,559,027	7,690,406
対前年度伸び率	—	3.8%	0.3%	-0.5%	1.7%
介護給付費	6,586,989	6,820,804	6,894,628	6,899,500	7,019,842
居宅サービス費	2,279,377	2,344,737	2,255,190	2,200,081	2,250,429
地域密着型サービス費	1,154,629	1,237,954	1,309,336	1,390,288	1,435,012
その他のサービス	456,784	493,742	577,967	577,015	582,763
施設サービス費	2,696,199	2,744,371	2,752,135	2,732,116	2,751,638
介護予防給付費	245,570	274,741	288,322	281,878	286,216
居宅サービス費	183,923	202,018	210,774	205,218	206,789
地域密着型サービス費	8,025	9,959	11,035	10,256	12,712
その他のサービス	53,622	62,764	66,513	66,404	66,715
特定入所者介護サービス費	266,653	266,914	205,240	168,334	165,345
高額介護サービス費	189,946	205,520	204,246	201,181	210,778
審査支払手数料	7,636	8,015	8,156	8,134	8,225
第1号被保険者数(年度末)	25,739	25,666	25,421	25,116	25,080
うち 第1号認定者数	5,079	5,242	5,292	5,260	5,298
認定率 (第1号)	19.7%	20.4%	20.8%	20.9%	21.1%
1人あたり給付費(円)	283,492	295,176	298,989	300,965	306,635
対前年度伸び率(%)	—	4.1%	1.3%	0.7%	1.9%

#### (4) 後期高齢者医療費の推移

後期高齢者医療制度の被保険者数は年々増加しています。

医療費の状況をみると、入院は、受診率は横ばい、1件あたり費用額及び1人あたり費用額は増加傾向です。

入院外と歯科に関しては、受診率、1件あたり費用額及び1人あたり費用額のいずれも増加傾向です。

被保険者数の伸びから推測すると、今後、更に後期高齢者の医療費は増大するものと思われまます。

##### 【医療諸率の状況】

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
被保険者数 (人)		13,773	13,724	13,992
入院	受診率 (%)	74.41	75.22	74.79
	1件あたり費用額 (円)	559,031	576,227	597,611
	1人あたり費用額 (円)	415,996	433,430	446,969
入院外	受診率 (%)	1298.67	1309.94	1313.99
	1件あたり費用額 (円)	17,475	17,873	18,041
	1人あたり費用額 (円)	226,948	234,132	237,063
歯科	受診率 (%)	178.70	188.20	201.17
	1件あたり費用額 (円)	14,907	14,690	14,742
	1人あたり費用額 (円)	26,638	27,647	29,657
合計	受診率 (%)	1551.78	1573.35	1589.96
	1件あたり費用額 (円)	43,149	44,186	44,887
	1人あたり費用額 (円)	669,582	695,209	713,689

(京都府後期高齢者医療広域連合発出「医療費の状況」をもとに算出)

- 被保険者数 : 年間平均被保険者数
- 受診率 : 被保険者100人あたりの受診件数
- 1件あたり費用額 : 診療報酬明細書1枚あたりの総診療費用額
- 1人あたり費用額 : 被保険者1人あたりの総診療費用額

## (5) 高齢者のいる世帯の状況

人口は減少する一方、世帯数は増加しています。

本市においては、65歳以上の高齢者がいる世帯数は減少に転じていますが、全世帯に占める割合は、令和2(2020)年には全国平均や京都府平均よりも高い46.5%となっています。

また、高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯は増加しており、全世帯のうち27.5%と増加傾向で推移しています。

### 【世帯数の推移】

	舞鶴市			京都府	全国
	平成22年	平成27年	令和2年		
一般世帯数 (世帯) (A)	35,395	34,619	35,098	1,188,903	55,704,949
高齢者のいる世帯 (世帯) (B)	15,418	16,447	16,323	478,651	22,655,031
(B/A)	43.6%	47.5%	46.5%	40.3%	40.7%
高齢者単独世帯 (世帯) (C)	4,128	4,712	5,122	153,688	6,716,806
構成比 (C/B)	26.8%	28.6%	31.4%	32.1%	29.6%
高齢者夫婦世帯 (世帯) (D)	3,945	4,423	4,546	129,535	5,830,834
構成比 (D/B)	25.6%	26.9%	27.9%	27.1%	25.7%

※高齢者夫婦世帯は、夫婦とも65歳以上の世帯

(出典:国勢調査・各年10月1日現在)

### 3. アンケート調査結果からみる高齢者の状況

#### (1) アンケート調査の概要

日常生活圏域ごとの高齢者の生活実態、健康づくりや身体状況等に関する意識調査のほか、事業所・ケアマネジャーを対象とした介護保険サービスの意向調査、高齢者介護の状況把握調査を実施しました。

【調査期間】 令和4年12月～令和5年2月

#### 【調査概要】

調査の種類	対象	配布件数 (依頼件数)	回収件数 (回収率)
A. 一般高齢者調査	要介護認定を受けていない高齢者	19,217	8,560 (44.5%)
B. 事業対象者、要支援1・要支援2	事業対象者、要支援1・要支援2の高齢者	1,638	692 (40.4%)
C. 在宅介護実態調査	要介護1から要介護5の高齢者（在宅で生活されている高齢者）	2,000	891 (44.6%)
D. 事業所調査	市内の居宅・地域密着型・施設サービス事業所の管理者	105	98 (93.3%)
E. ケアマネジャー調査	居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアマネジャー全員	100	96 (96.0%)

※ A・Bは、はつらつ度アンケート調査として実施。

※ アンケート調査結果については、巻末に掲載。

---

## 第3章 基本的な政策目標と基本理念

---

### 1. 基本的な政策目標

#### ～生き生きとした長寿社会づくり～

高齢化の進展、それに伴う認知症の人の増加、地域や家族の絆の希薄化が進む中、高齢者の尊厳が守られ、できる限り住み慣れた地域において、健康で生きがいのある人生を送れるための環境づくりを一層推進しなければなりません。

一方で、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度は23年が経過し、介護問題は大きな前進をみせ、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきましたが、高齢者の増加に伴い、介護サービスの質の向上や在宅ケアの推進、医療と介護の連携の強化、更には介護保険制度の安定した運営など多くの課題があります。

総人口が減少となる中で、令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、その後も更に高齢化が進み介護サービス利用者の増加が予測されることから、高齢者の健康づくりと、たとえ介護が必要となっても住み慣れた地域や自宅で、その人らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めることが重要となります。

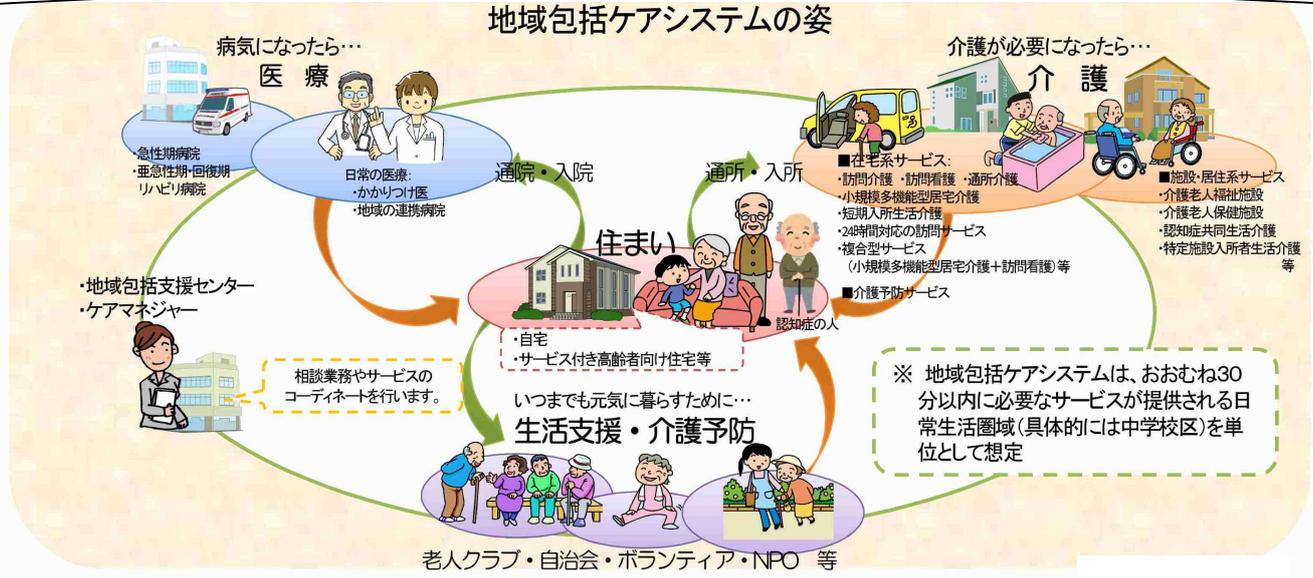
加えて、高齢者のみならず、市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を図っていくことが必要となってきます。

更に、令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症へと変更されましたが、感染による重症化リスクが高い高齢者を守るために、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、今後も必要なサービスを提供する体制や、地域の安定した生活基盤を構築する必要があります。

このような経緯や背景を踏まえ、本計画では、市民一人ひとりの健康管理意識を高め、自らの健康・生きがいづくりに積極的に取り組む環境づくりを進めるとともに、行政や市民、様々な団体・グループなどが連携し、人・もの・風土など、それぞれの地域の特性を生かした生活環境の整備を進めることによる「生き生きとした長寿社会づくり」を基本的な政策目標とします。

すべての市民が心身ともに健やかで、自立した生活を送ることのできるまちづくりを目指します

### 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省

## 2. 基本理念

### (1) 健康と生きがいがづくりの推進

市民一人ひとりが、生涯を通して住み慣れた地域で、豊かに生き生きと暮らせるためには、生きがいを持ち、心身の健康を保持することが大切であり、特に高齢期においては、自らが健康的な生活習慣を維持し、できる限り介護状態にならずに健やかで自立した生活を送ることができるよう「健康寿命」を延伸することが重要です。

そのため、できるだけ早期から「自分の健康は自ら守り、作っていく」という意識の高揚を図るとともに、それぞれの健康づくりの取組を支援していきます。

### (2) 尊厳の確保と自立した生活の実現

高齢者が地域や家庭において、これまでの人生の中で培われてきた経験や能力などが尊重され、人間としての誇りや尊厳が保たれながら心豊かに暮らし続けられるよう、生活基盤の環境づくりに努めます。

また、介護を要する状態になっても、社会的に自立した生活を営むことができるよう、介護サービス基盤の整備や生活支援施策の充実を図ります。

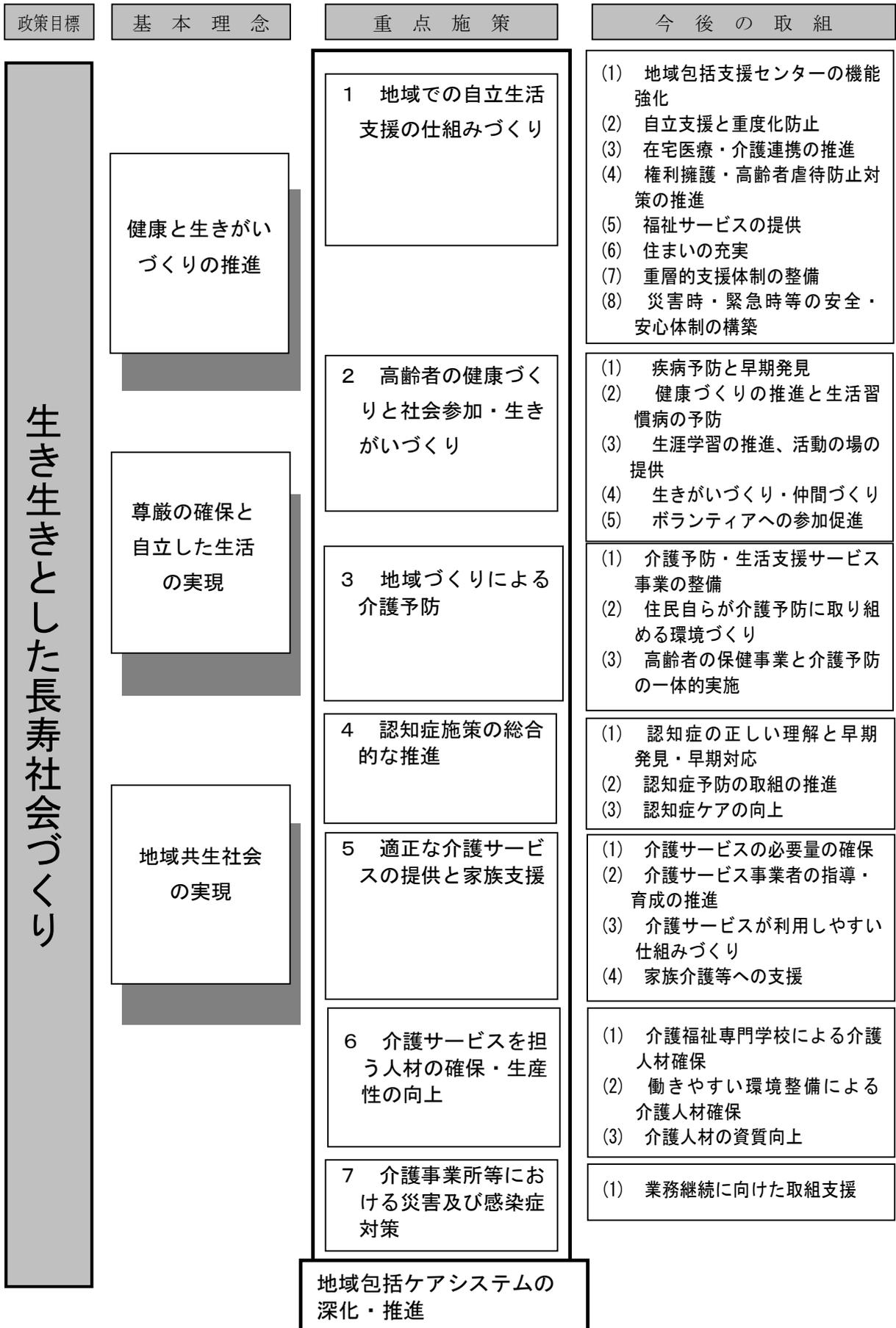
更に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症になったとしても、尊厳を持って住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民全体が認知症について正しく理解し、認知症高齢者を地域全体で見守り、支援する体制整備に取り組みます。

### (3) 地域共生社会の実現

高齢者の自立支援を通じて、自助努力を進めるとともに、令和4年度に策定した「誰もが住み慣れた地域で生きいきと暮らすことができるまちを目指して～いつまでもつながり続けるまちづくり～」を基本理念とする「舞鶴市第5期地域福祉計画」を基本に、家族、自治会等の地縁型組織はもちろん、NPOやボランティアなどの市民活動団体とともに、介護サービス事業所や医療機関、行政、更には企業等が、それぞれ役割を担い、その持っている知恵や力、資源を持ち寄りながら、互助・共助による地域での支援体制の確立を図ります。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備について取組を進めていきます。

### 3. 施策の体系



## 4. 重点施策の方向

### 1 地域での自立生活支援の仕組みづくり

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を推進するため、7つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市単位や圏域毎に地域ケア会議を開催し、地域課題や有効な支援策について、検討していきます。また、地域包括支援センター運営方針に基づき、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、事業評価を実施し、機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることから、高齢者だけでなく、様々な複合的かつ複雑なケースに対応するため、生活困窮分野、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていきます。

#### 【主な事業・取組】

地域包括支援センターの設置運営、地域ケア会議の推進

#### (2) 自立支援と重度化防止

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることや、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職・管理栄養士・薬剤師等、多職種との連携など、自立支援・重度化防止に向けた取組を行います。

#### 【主な事業・取組】

ケアマネジメント支援会議、介護予防評価分析事業

#### (3) 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護に関わる関係者間の連携を推進し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に努めます。また、医師会等と協働し、在宅医療・介護連携に関する市民の理解が促進されるよう普及・啓発にも取り組みます。

**【主な事業・取組】**

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築、在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発

#### (4) 権利擁護・高齢者虐待防止対策の推進

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、高齢者虐待や悪質商法などによる権利侵害を受ける高齢者が増加しています。

このため、警察署や消費生活センター等との連携を密にし、地域包括支援センターを中心に、地域住民や関係機関等への虐待防止・詐欺被害防止に関する制度等の周知・啓発を行い、問題の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、舞鶴市成年後見支援センターや舞鶴市社会福祉協議会等との連携により、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及・啓発を行うなど、高齢者の権利擁護体制の推進に取り組みます。

**【主な事業・取組】**

舞鶴市成年後見支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、福祉サービス利用援助事業、権利擁護相談

#### (5) 福祉サービスの提供

在宅で自立した生活を続けるためには、介護サービスだけにとどまらず、生活全般に渡る支援も必要となってきます。

このため、高齢者の状態やニーズを的確に捉え、適切な生活支援サービスを提供していきます。

**【主な事業・取組】**

軽度生活援助事業、安心生活支援システム整備事業、老人日常生活用具貸与・給付事業

## (6) 住まいの充実

住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、高齢者に配慮した多様な居住環境の整備・促進に努めます。

**【主な事業・取組】**

養護老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、その他の住まい

## (7) 重層的支援体制の整備

地域共生社会（高齢、障害、子ども、生活困窮などの制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの）の実現を目指し、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに一体的に取り組むことによって、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる重層的な支援体制を構築していきます。

**【主な事業・取組】**

重層的支援体制の整備

## (8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築

台風など災害が発生した際に、避難情報を確認したり、要介護状態等により自力で避難したりすることが困難な一人暮らし高齢者等に対しては、身近な人の協力や地域住民の支援が必要となります。

このため、災害時に支援が必要な人（避難行動要支援者）一人ひとりに対し、誰がどのようにして避難等の支援をするのか、あらかじめ定めておく「個別支援計画」の作成を関係機関と連携して引き続き進めていきます。

また、火災の発生や急な身体状態の悪化等の際にも、一人暮らし高齢者等が孤立することなく安全・安心な対応が受けられるよう、セーフティネットの構築も引き続き進めていきます。

**【主な事業・取組】**

災害時要援護者支援対策事業・個別支援計画作成の推進、日常生活の安全・安心体制の充実、中丹ふるさとを守る絆ネット（見守り活動）推進事業

## 2 高齢者の健康づくりと社会参加・生きがいづくり

### (1) 疾病予防と早期発見

一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るためには、壮年期からの健康管理が重要であり、職場や地域でのがん検診や歯周疾患検診、特定健康診査等の定期的な受診により健康状態の確認を行い、疾病の予防や早期発見に努めることが大切になります。

そのため、各種検診等の更なる受診者数の増加につながるよう、受診しやすい健診体制の整備や普及啓発に努めるとともに、生活習慣病のリスクの高い人への特定保健指導を実施することで、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指します。

特に、後期高齢者については、複数の慢性疾患の合併や筋肉量の低下や認知機能障害などいわゆる「老年症候群」など健康上の不安が大きくなります。こうした不安を取り除き、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者の特性を踏まえた健康支援や健康相談を行います。

**【主な事業・取組】**

がん検診、歯周疾患検診、舞鶴市国民健康保険加入者の特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療制度加入者の健康診査・歯科健康診査

### (2) 健康づくりの推進と生活習慣病の予防

生涯を通じた健康づくりには、早期から心身にわたる健康増進に取り組むことや、糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化予防、歯周病と基礎疾患との関連性の啓発などが大切となります。

そのため、健康づくりに関する正しい情報が、健康に関心のない方も含めて広く届くよう、保健センター等による健康教育や健康相談に加えて、「まいづる健やか

プロジェクト」の推進により、身近な人から健康情報が得られる仕組みを作り、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

※まいづる健やかプロジェクト… 本市と民間企業・団体等が協働し、市民の健康課題を共有するとともに同じ 方向性をもって健康づくりに取り組むことを目的として令和 2 年に発足したプロジェクト。

**【主な事業・取組】**

健康教育・健康相談、訪問指導、健康情報の普及啓発

### (3)生涯学習の推進と活動の場の提供

高齢者が幅広い趣味や生きがいを持ち、心豊かに毎日を過ごすためには、学習の場とそこで得た知識や技術の活用が必要が必要です。

そのため、学習の場として、各地域の公民館等で開催される講座をはじめ、多種多様な生涯学習の機会と生涯にわたり自己研鑽ができるような講座の検討を進めるとともに、既存の講座についても、内容や実施方法などの充実を図ります。

また、高齢者の生きがいづくり、社会参加の観点から就業機会の確保に努めます。

**【主な事業・取組】**

多世代交流施設・公民館・加佐地域福祉センターの運営、シルバー人材センターへの支援

### (4) 生きがいづくり・仲間づくり

高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技術を活かし、地域のリーダーとして活躍できる機会を提供することが大切です。

そのため、文化・スポーツ・レクリエーション活動など、活動や発表の場づくりを促進し、生きがいづくり・仲間づくりを支援していきます。

また、高齢者の健康の増進及び社会参加の促進を図ることを目的として、外出の機会が増えるよう支援していきます。

**【主な事業・取組】**

地域老人健康生きがい対策事業、老人クラブ活動助成事業、地域ふれあい交流活動助成事業、高齢者外出支援事業

## (5) ボランティアへの参加促進

高齢者の多様化するニーズや複雑化する課題に柔軟に対応していくためには、公的な支援のみならず、地域住民が主体となる福祉活動やボランティア活動による支援が求められます。

そのため、高齢者自身が自らの豊富な経験や知識などを生かし、それぞれが住んでいる地域の自治会活動やボランティア活動に積極的に参加していけるよう、舞鶴市ボランティアセンター（舞鶴市社会福祉協議会内）と連携し、これらの活動を活性化します。

**【主な事業・取組】**

ボランティア活動の推進・舞鶴市ボランティアセンターとの連携

## 3 地域づくりによる介護予防

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備

地域の実情に応じた、多様な主体の参画や多様なサービスの充実により、要支援者等に対する効果的効率的な支援を目指すものとして、平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体により、既存の資源の活用も含め、多様な生活支援・介護予防サービスの整備を進めていきます。

**【主な事業・取組】**

訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、生活支援体制整備事業、介護予防ケアマネジメント

## (2) 住民自らが介護予防に取り組める環境づくり

高齢者が要介護状態等となることの予防又は軽減若しくは悪化の防止の推進にあたっては、機能回復訓練等の心身機能の改善へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すことが大切です。

そのためには、住民が自ら継続して、介護予防に取り組める環境づくりが必要です。地域それぞれの暮らし方や特性に合わせた多様な介護予防事業を行います。

WITH コロナにおいても、引き続き体調確認、換気の実施、距離の確保など感染予防の対策を講じた上で介護予防に取り組めるよう支援します。

### 【主な事業・取組】

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、運動指導員派遣事業「サロン de すとれっち」、いきがいデイサービス事業、地域リハビリテーション活動支援事業、口腔機能向上介護予防普及啓発事業、栄養介護予防普及啓発事業

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者は、複数の慢性疾患を保有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在する傾向にあり、要介護認定を受ける割合も高くなっています。高齢者が、高血圧症や糖尿病等の持病のコントロールとフレイル予防のための生活習慣を定着でき、人生の最後まで自分らしく生き生きとした暮らしを継続できるよう、京都府後期高齢者医療広域連合等と連携し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

また、口腔機能の低下を防ぐためのオーラルフレイル予防対策についても重要視し、歯の喪失予防に加え、最後まで食べる楽しみを享受できるよう健口体操などを普及します。

### 【主な事業・取組】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、お口元気アップ講座、口腔出前講座

## 4 認知症施策の総合的な推進

### (1) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応

要介護認定者の約6割が、中・重度の認知症高齢者という状況にあり、認知症高齢者の支援体制の充実や認知症予防への取組は大変重要な課題となっています。本人・家族はもとより、地域住民が認知症に対して正しく理解し、地域で受け入れ、認知症の人もそうでない人もともに暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要です。令和4年の「認知症施策推進大綱」の中間評価結果を踏まえ、大綱に沿って、できる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会を目指して、教育や地域づくり、雇用等の他分野との連携を図るなど総合的な取組を進めていきます。なお、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向けて今後、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、取組を推進していきます。

また、適切な支援を受けずに地域から孤立し、症状が悪化することを防ぐため、できるだけ初期の段階で、本人や家族の不安に対応し、適切なケアにつなげられるよう認知症ケアパスの活用や認知症対応型カフェ、認知症初期集中支援チームの派遣などで、早期発見・早期対応を図り、初期の段階から切れ目のない支援体制を構築していきます。

#### 【主な事業・取組】

認知症サポーター養成講座等の開催・認知症ケアパスの普及、認知症初期集中支援チーム派遣事業

### (2) 認知症予防の取組の推進

市民に認知症について正しく知る機会を広く提供し、各々が認知症予防に取り組めるよう支援します。また、認知症の「予防」を目的に、市民自らが認知症を予防するための生活習慣を身に付け、グループ活動を通して、楽しく自主的に実践する取組を推進していきます。

(ここでいう「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。)

#### 【主な事業・取組】

認知症予防プログラム実践事業

### (3) 認知症ケアの向上

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、本人・家族の思いや視点を重視・尊重した認知症ケアが重要です。認知症地域支援推進員を中心に、認知症疾患医療センターや専門病院の協力のもと、認知症医療連携実務担当者会議を開催し、事例検討や研修を通じて、関係者の認知症に関する知識や介護技術の向上を図ります。

また、認知症の人が安心して外出できる見守り体制や徘徊による行方不明を未然に防止し、早期発見と保護のための体制を強化します。さらに、認知症サポーター等を認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築を図ります。

#### 【主な事業・取組】

初期認知症対応型カフェ推進事業、認知症医療連携実務担当者会議、  
認知症高齢者等徘徊対策事業、認知症サポーター養成講座、チームオレンジ

## 5 適正な介護サービスの提供と家族支援

### (1) 介護サービスの必要量の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、訪問介護や通所介護などの在宅サービスや施設サービスの充実が重要です。

そのため、住み慣れた地域において生活を支えることができるよう、介護サービスの基盤維持を図るとともに、介護のための離職を防止するため、地域医療ビジョンとの整合性を図りながら、必要量の確保に努めていきます。

#### 【主な事業・取組】

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス

## (2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進

多種多様なサービス事業者が参入する中、保険者として利用者の保護や良質なサービス提供を図る必要があります。

そのため、京都府と連携しながら、サービス事業者の指導・監督・育成を行い、サービスの質の確保・向上を図るとともに、従事者に対しても日々の研鑽と技術の習得を図り、介護技術・理論など専門的な資質の向上に取り組みます。

### 【主な事業・取組】

介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業、介護サービス事業者の指導・監査

## (3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり

介護保険制度は、利用者と事業者との契約によってサービスを利用する制度であり、介護サービスを知り、適切に選択できる環境づくりが重要です。

そのため、利用者の立場に立ったわかりやすい情報提供を工夫するとともに、利用者がニーズに合った事業所を適切に選択できるよう、サービス事業者に情報提供の充実や、第三者評価等の定期的な実施を働きかけ、要介護認定審査の適正化やケアプランチェックなどにより、利用者自身にとって適切なサービスが提供されるよう取り組みます。

更に、サービスの利用を支援するため、身近なところで気軽に利用者からの声を聞き、伝え、解決できる、相談機関の充実とPRを行い、利用者の声をサービス向上への意見として受け止め、各事業者がサービス内容の改善に取り組めるような体制づくりに取り組みます。

### 【主な事業・取組】

介護サービス事業者等の情報提供の充実、介護サービス相談員派遣事業、介護給付適正化事業、多職種によるケアプラン検証、介護サービス相談・苦情対応

## (4) 家族介護等への支援

介護保険制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担も軽減された面はありますが、多くの家族は心理的な負担や孤立感を感じ、特に認知症の人を介護している場合は、負担感が強い傾向があります。精神的な負担を軽減し、介護疲れやストレスが軽減できるよう、交流会等の充実を図ります。

また、要介護状態等にある家族を介護するための離職を防止するため、労働施策部門との連携など、家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。

更に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、様々な課題を抱える介護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

**【主な事業・取組】**

相談支援体制の充実、認知症介護家族のつどい、介護用品支給事業

## 6 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上

### (1) 介護福祉専門学校による介護人材確保

高齢化の進展により、介護サービスを利用される高齢者は増加しています。

全国的にも「団塊の世代」が75歳に達する令和7(2025)年には、在宅サービスを今より充実することなどで、介護人材が250万人程度必要になると推計されています。(平成30年度介護人材推計値195万人)

本市においても介護人材の確保は、今後の高齢者の生活を支える上でも喫緊の課題であり、平成27年度に開校した京都北部唯一の介護福祉士養成校である舞鶴YMCA国際福祉専門学校で学んだ学生が、本市の介護、福祉等の事業所への就職につながるよう、京都府や各関係機関等との連携を強化します。

また、日本人のみならず、外国人も介護人材の担い手と捉え、外国人が安心して本市で学び、本市で就労できるよう、様々な支援策を検討します。

**【主な事業・取組】**

学校、事業所等との連携

### (2) 働きやすい環境整備による介護人材確保

介護福祉士が、市内事業所へより多く就職できるよう、修学資金貸与制度を活用し人材確保を図ります。

また、国や京都府等と連携して介護ロボットやICT機器の活用を促進し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減及び効率化を図ります。

さらに、ケアプランデータ連携システムや電子申請・届出システムなどの導入を促進し、事業所間の事務連携の効率化や、介護現場の事務負担軽減を図ります。

加えて、介護に携わる仕事の魅力を発信することにより、担い手のすそ野を広げ、多様な人材確保に取り組みます。

#### 【主な事業・取組】

介護福祉士育成修学資金貸与、働きやすい職場環境の整備促進、介護職場の魅力発信

### (3) 介護人材の資質向上

介護サービスに従事する多くの人材が、自己研鑽することにより介護サービスの質が更に向上し、また、キャリアアップにより処遇の改善や離職防止につながるよう資質向上のため研修の北部開催誘致や講習等受講に対する支援を行います。

#### 【主な事業・取組】

介護人材研修等の仕組みづくり、介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金

## 7 介護事業所等における災害及び感染症対策

### (1) 業務継続に向けた取組支援

近年、全国的に自然災害により大きな被害が増えています。台風の襲来だけでなく、激しい豪雨や高潮、地震による風水害や土砂崩れにより甚大な被害となる災害が発生しています。特に本市においては、平成 29 年の台風 21 号や平成 30 年の 7 月豪雨による浸水被害は記憶に新しいところです。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延により事業所内外での感染が起これ、介護サービスの提供に必要な従事者が不足する事態が起きています。

このような自然災害や感染症等による緊急事態に備えるため、介護事業所等はサービスを継続していくための業務継続計画（BCP）を策定し、研修や訓練（シミュレーション）の実施等が行われています。

市としましても、関係機関と連携して情報共有を図るなど、介護事業所等の業務継続に向けた取り組みを支援していきます。



# II 各論

# 第1章 新たな保健・福祉施策及びサービスの体系

重点施策	今後の取組	NO	事業名	頁
1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり	(1)地域包括支援センターの機能強化	①	地域包括支援センターの設置運営	38
		②	地域ケア会議の推進	40
	(2)自立支援と重度化防止	①	ケアマネジメント支援会議	41
		②	介護予防評価分析事業	41
	(3)在宅医療・介護連携の推進	①	地域の医療・介護の資源の把握	42
		②	在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築	42
		③	在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発	43
	(4)権利擁護・高齢者虐待防止対策の推進	①	舞鶴市成年後見支援センター事業	44
		②	成年後見制度利用支援事業	45
		③	福祉サービス利用援助事業 (舞鶴市社会福祉協議会)	46
		④	権利擁護相談	46
		⑤	高齢者虐待防止対策	47
	(5)福祉サービスの提供	①	軽度生活援助事業	48
		②	安心生活支援システム整備事業	49
		③	老人日常生活用具貸与・給付事業	49
	(6)住まいの充実	①	養護老人ホーム	50
		②	ケアハウス(軽費老人ホーム)	51
		③	サービス付き高齢者向け住宅	52
		④	その他の住まい	53
	(7)重層的支援体制の整備	①	重層的支援体制の整備	54
	(8)災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築	①	災害時要援護者支援対策事業	54
		②	日常生活の安全・安心体制の充実	55
		③	中丹ふるさとを守る絆ネット(見守り活動)推進事業	55

2. 高齢者の健康づくりと社会参加・生きがいづくり	(1)疾病予防と早期発見	① がん検診、歯周疾患検診等	56	
	(2)健康づくりの推進と生活習慣病の予防	② 舞鶴市国民健康保険加入者の特定健康診査・特定保健指導	58	
		③ 後期高齢者医療制度加入者の健康診査・歯科健康診査	59	
		① 健康教育・健康相談	60	
	(3)生涯学習の推進、活動の場の提供	② 訪問指導	61	
		③ 健康情報の普及啓発	61	
		① 多世代交流施設・公民館・加佐地域福祉センターの運営	61	
	(4)生きがいづくり・仲間づくり	② シルバー人材センターへの支援	62	
		① 地域老人健康生きがい対策事業	63	
		② 老人クラブ活動助成事業	63	
		③ 地域ふれあい交流活動助成事業	64	
	(5)ボランティアへの参加促進	④ 高齢者外出支援事業	64	
		① ボランティア活動の推進・舞鶴市ボランティアセンターとの連携	65	
		① 訪問型サービス	66	
		② 通所型サービス	68	
3. 地域づくりによる介護予防	(1)介護予防・生活支援サービス事業の整備	③ その他の生活支援サービス	68	
		④ 生活支援体制整備事業	69	
		⑤ 介護予防ケアマネジメント	70	
		① 介護予防把握事業	71	
		② 介護予防普及啓発事業	71	
	(2)住民自らが介護予防に取り組める環境づくり	③ 運動指導員派遣事業「サロン de すとれっち」	72	
		④ いきがいデイサービス事業	73	
		⑤ 農閑期介護予防事業	74	
		⑥ 地域介護予防活動支援事業	74	
		⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業	75	
		⑧ 栄養介護予防普及啓発事業	76	
		(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	77
			② 口腔機能向上介護予防普及啓発事業（お口元気アップ講座）	78
	③ 口腔出前講座（オーラルフレイル予防出前講座）		78	

4. 認知症施策の総合的な推進	(1)認知症の正しい理解と早期発見・早期対応	① 認知症サポーター養成講座等の開催・認知症ケアパスの普及	78
	(2)認知症予防の取組の推進	② 認知症初期集中支援チーム派遣事業	80
	(3)認知症ケアの向上	① 認知症予防プログラム実践事業	81
5. 適正な介護サービスの提供と家族支援	(1)介護サービスの必要量の確保	① 初期認知症対応型カフェ推進事業	82
		② チームオレンジの設置	82
		③ 認知症医療連携実務担当者会議	83
		④ 認知症高齢者等徘徊対策事業	84
		居宅サービス	85
		① 訪問介護（ホームヘルプサービス）	85
		② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	86
		③ 訪問看護・介護予防訪問看護	87
		④ 訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	89
		⑤ 居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	90
		⑥ 通所介護（デイサービス）	91
		⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	92
		⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	93
		⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	94
		⑩ 特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	95
		⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	96
		⑫ 特定福祉用具購入費 ・特定介護予防福祉用具購入費の支給	97
		地域密着型サービス	99
		① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100
		② 地域密着型通所介護	101
		③ 認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	102
		④ 小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	103
		⑤ 看護小規模多機能型居宅介護	104
		⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	104
		⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	105

5. 適正な介護サービスの提供と家族支援	(1)介護サービスの必要量の確保	⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	106		
		その他サービス		107	
		① 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給	107		
		② 居宅介護支援・介護予防支援	108		
	6. 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上	(2)介護サービス事業者の指導・育成の推進	施設サービス		110
			① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	110	
			② 介護老人保健施設（老人保健施設）	112	
			① 介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業	113	
		(3)介護サービスが利用しやすい仕組みづくり	② 介護サービス事業者の指導・監査	114	
			① 介護サービス事業者等の情報提供の充実	114	
② 介護サービス相談員訪問事業			115		
③ 介護給付適正化事業			116		
④ 多職種によるケアプラン検証			117		
⑤ 介護サービス相談・苦情対応			118		
(4)家族介護等への支援	① 相談支援体制の充実・認知症介護家族のつどい	119			
	② 介護用品支給事業	119			
7. 介護事業所等における災害及び感染症対策	(1)介護福祉専門学校による介護人材確保	① 学校・事業所等との連携	120		
	(2)働きやすい環境整備による介護人材確保	① 介護福祉士育成修学資金貸与	121		
		② 働きやすい職場環境の整備促進	122		
		③ 介護職場の魅力発信	122		
	(3)介護人材の資質向上	① 介護人材研修等の仕組みづくり	122		
		② 介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金	123		
	(1)業務継続に向けた取組支援	① 業務継続に向けた取組支援	123		

## 第2章 保健・福祉サービスの現状・今後の方策

### 1. 地域での自立生活支援の仕組みづくり

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ① 地域包括支援センターの設置運営

###### 現状

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する「地域包括ケアシステム」を推進する中核機関として市が設置する施設です。

本市では、概ね中学校区を日常生活圏域とし、直営型1か所、社会福祉法人等への委託型6か所、計7か所の地域包括支援センターを設置し、運営をしています。「みんなで支え合い、励まし合う、健康で活力ある地域づくり」を共通目標に、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行っています。また、効果的な運営を進めるため、各地域包括支援センターと市担当課で定期的に会議を行い、地域包括支援センターの活動状況を把握するとともに、地域の現状や課題を共有しています。

##### 【日常生活圏域と高齢者の状況】

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
小学校区	大浦朝来志楽	新舞鶴三笠	倉梯倉梯第二与保呂	中舞鶴	福井吉原明倫余内	中筋池内高野	由良川岡田	
人口（人）	9,393	13,566	14,486	6,498	16,334	13,713	3,232	77,222
高齢者数（人）	3,204	4,333	4,498	1,824	5,590	4,027	1,632	25,108
高齢化率（%）	34.1	31.9	31.0	28.0	34.2	29.4	50.5	32.5
事業対象者数(人)	9	11	8	4	2	5	3	42
認定者数（人）	632	947	948	410	1,213	721	402	5,273

※人口：住民基本台帳 令和5年4月1日現在

【日常生活圏域と要介護・要支援別の状況】

(人)

地域包括支援センター	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計	
サービス利用者	事業対象者数	6	5	6	5	0	4	0	26
	要支援 1	54	94	101	52	94	66	27	488
	要支援 2	68	146	131	69	142	81	59	696
	要介護 1	109	146	158	65	172	113	53	816
	要介護 2	109	157	164	68	227	126	72	923
	要介護 3	68	99	90	39	160	101	45	602
	要介護 4	51	87	88	35	120	78	33	492
	要介護 5	42	68	57	22	90	47	35	361
	計	507	802	795	355	1,005	616	324	4,404

※サービス利用者：令和5年7月サービス提供分

【地域包括支援センターの活動実績(令和4年度)】

(件)

	大浦・朝来・志楽	新舞鶴・三笠	倉梯・倉二・与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
総合相談	577	928	1,036	566	917	1,213	2,399	7,636
対応困難	8	33	100	26	17	23	18	225
虐待予防	10	1	2	8	6	36	5	68
権利擁護	5	4	2	2	9	42	0	64
予防給付	1,155	2,321	2,336	1,239	2,150	1,550	908	11,659
総合事業	349	628	616	190	702	274	126	2,885
計	2,104	3,915	4,092	2,031	3,801	3,138	3,456	22,497

施策の方向

地域包括支援センターの効果的・効率的な運営のために、運営方針を定め、各地域包括支援センターとの定例会議等を通じて、活動状況の把握と評価を行うことにより、事業の質の向上に努めます。

また、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、圏域を担当する保健師とともに、住民主体の通いの場の創出など介護予防を通じた支え合いや見守り合える地域づくりに努めるほか、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることから、様々な複合的かつ複雑なケ

ースに対応するため、生活困窮分野や障害分野、児童福祉分野等の他分野との連携促進を図っていきます。

## ② 地域ケア会議の推進

### 現状

たとえ、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス事業所、介護支援専門員、民生児童委員、自治会長、ボランティア、地域住民等地域の多様な関係者が協働し、介護が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「地域ケア会議」を実施しています。

個別の課題を検討する「地域ケア個別会議」と多職種協働による相互の連携構築や資源開発等に取り組む「地域包括支援ネットワーク会議」を行っています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域ケア個別会議	(回)	27	26	35
	(事例)	44	37	45
地域包括支援ネットワーク会議 (回)		22	36	40

\* 地域ケア個別会議：圏域での地域住民や関係多機関が参加する個別ケースの会議とケアマネジメント支援会議における多職種による会議が含まれる。

### 施策の方向

今後も引き続き、各圏域のニーズに合わせた、地域ケア会議を実施し、課題解決や連携構築、資源開発等に取り組みます。個別ケア会議については、複雑かつ複合的な課題を抱える事例が増えていく中、多機関が連携して検討を行い、役割分担をしながら支援することで、地域での暮らしを支えていけるよう効果的な取組を継続します。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議	(回)	40	40	40
	(事例)	50	50	50
地域包括支援ネットワーク会議 (回)		40	40	40

## (2) 自立支援と重度化防止

### ① ケアマネジメント支援会議

#### 現状

介護保険制度の理念である、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化防止を実現するため、高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、自立支援に資するケアマネジメントを行うため、リハビリテーション専門職や薬剤師、管理栄養士、主任介護支援専門員、保健師等の多職種で個別課題や対応策を検討する「ケアマネジメント支援会議」（地域ケア個別会議を含む。）を実施しています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアマネジメント支援会議（回）	11	11	11
参加者（人）	143	176	150

#### 施策の方向

自立支援に資するケアマネジメントの実践を重ねていくことで、介護保険のケアマネジメント力の向上を図るとともに、介護保険事業者等、関係機関との介護保険の基本理念の共有化を図っていきます。

#### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメント支援会議（回）	11	12	13
参加者（人）	160	170	180

### ② 介護予防評価分析事業

#### 現状

要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を効果的に推進するためには、要介護状態への移行状況や客観的なデータに基づき、介護予防施策の評価を行い、効果を検証していく必要があります。

本市では、筑波大学大学院 山田教授と共同で、介護予防事業の効果について調査・分析を行っています。また、3年毎に、生活習慣や健康状態についての実態把握調査「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、圏域毎の特性や他圏域との比較について、

地域住民にフィードバックを行うことで、介護予防についての普及啓発を行っています。

#### 施策の方向

今後も引き続き、調査・分析を継続し、効果的な介護予防施策の実施に努めます。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### ① 地域の医療・介護の資源の把握

##### 現状

本市で作成している『高齢者の保健・福祉サービス利用のてびき』は、市民及び医療介護関係者が効果的に利用できるよう、介護保険制度の概要や介護保険サービスの内容などに加え、医療機関・薬局・医療介護に係る相談窓口のリストなどを掲載し、必要な情報が1冊で分かるよう、まとめています。また、このてびきは、市内関係機関に配布するとともに、広く市民に活用していただくため、市ホームページにも掲載しています。

#### 施策の方向

今後も、在宅療養に係る必要な情報の把握に努めるとともに、「在宅療養を支える関係機関一覧」の更新を行い、活用しやすい情報の提供に努めます。

#### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護連携ネットワークの構築

##### 現状

病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域での生活を継続するには、医療・介護関係者の連携が不可欠であり、医療機関と介護事業所など、在宅療養に関わる関係者の連携を推進することが重要です。本市では、京都府の養成を受けた在宅療養コーディネーターとともに連携強化のための検討会議を行ない、在宅医療と介護の現状把握や課題の抽出を行なっています。また、舞鶴医師会・舞鶴歯科医師会・舞鶴薬剤師会・舞鶴介護支援専門員会との共催で、医療・介護の多職種が一堂に会し、互いの業務交流や連携体制を構築するための「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」を開催し、現状や課題の共有、対応の検討を行っています。

## 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
在宅医療・介護連携ネット ワーク会議 (回)	1	2	2
参加人数 (人)	57	99	120

### 施策の方向

引き続き、在宅療養コーディネーターとともに、在宅医療・介護連携のためのネットワークの構築を図る会議を開催し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係づくり」に努め、入退院支援、日常の療養支援、緊急時の対応、看取り等の様々な局面において、スムーズな連携体制の構築を目指します。

## 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携ネット ワーク会議 (回)	2	2	2
参加人数 (人)	120	120	120

## ③ 在宅医療・介護連携に係る研修・普及啓発

### 現状

前述の「在宅医療・介護連携ネットワーク会議」では、「看取り」や「入退院連携」など在宅療養をする上で必要な知識を習得するため、関係者向けの研修会を開催しています。また、医師会や各病院が行う研修会等と連携し、介護支援専門員等の関係者が研修機会を多く得られるよう、調整を図っています。

普及啓発としては、人生100年時代を迎え、誰もが認知症になる可能性があることを踏まえ、認知症になる前に自分の人生をふり返り、希望する医療やケアなどについて書きとめておくための「老い支度ノート」を令和3年度に作成しました。また、このノートの活用が進むよう、平成30年度・令和元年度に養成した「老い支度マスター」とともに、老い支度の目的・意義、ノートの記入方法、活用の場面などについて出前講座を実施しています。

また、本計画に係る市民アンケートでは、「希望する医療・療養・ケアなどについてあらかじめ書面を作成しておくこと」に賛成と回答した人が58%と過半数を占める一方、「老い支度ノート」については、76%が「知らない」と回答しているため、今後も引き続き市民への周知を行なっていきます。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
老い支度出前講座回数	21	13	13
老い支度マスター活動回数	13	6	6

### 施策の方向

今後も、医師会や各病院、関係機関と連携しながら、現状や課題を踏まえた研修を企画し、在宅医療のニーズの増加に対応できるよう、医療・介護関係者のスキルアップに努めます。また、市民ができる限り人生の最後まで、希望に沿った自分らしい生活が送れるよう、「老い支度ノート」の普及啓発を老い支度マスターと行なうとともに、在宅療養に係る情報提供にも努めます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老い支度出前講座回数	15	17	19
老い支度マスター活動回数	8	10	12

## (4) 権利擁護・高齢者虐待防止対策の推進

### ① 舞鶴市成年後見支援センター事業

#### 現状

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、本人を法的に支援する制度です。

本市では平成29年度に、舞鶴市成年後見支援センターを舞鶴市社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の普及・啓発の他、制度に関する相談や利用支援等を行っています。また、関係機関や団体等と連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自己決定支援を重視した権利擁護体制の充実に努めています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談件数（件）	600	602	610
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	9	7	9

### 施策の方向

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人が、成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークづくりに努めます。

舞鶴市成年後見支援センターは、地域連携ネットワークの中核機関としての役割を担い、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、成年後見制度に限らず必要な支援に結びつけることができるよう、従来の保健、医療、福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携・対応強化の推進役として、支援体制の充実を図ります。

また成年後見制度は、今後ますますニーズの高まりが見込まれるため、成年後見制度の担い手となる専門職の掘り起こしの他、担い手の確保に向け、後見人支援や社会福祉協議会と連携した法人後見の推進等に取り組みます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	620	630	640
相談件数のうち、成年後見制度利用につながった件数（件）	9	9	10

## ② 成年後見制度利用支援事業

### 現状

成年後見制度の利用が必要である一方、身寄りがなく申立てを行うことが困難な人への市長による申立ての実施や、本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な人へ助成をすることで、成年後見制度の利用促進を図っています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
市長申立て数（件）	2	3	5
報酬費用助成数（件）	3	5	4

### 施策の方向

今後も、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、身寄りがいない、家族関係が希薄、高齢者虐待等の理由により申立人不在で、制度の利用が困難な方に対して、市長による申立てを適切に行います。また、本人等の財産状況を精査し、支援が必要な方に対して、報酬費用助成を行っていきます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立て数（件）	5	5	5
報酬費用助成数（件）	5	5	5

### ③ 福祉サービス利用援助事業（舞鶴市社会福祉協議会）

#### 現状

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を支援する事業であり、公共料金等の支払い遅延予防や悪質商法、特殊詐欺等の被害予防につながるとともに見守りの機能も果たしています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
福祉サービス利用援助事業（舞鶴市社会福祉協議会）	利用者数 （人）	95	91	100

#### 施策の方向

今後、認知症高齢者はますます増加することが予測されることから、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を更に深めるとともに、より迅速に対応できるよう支援します。

また、必要に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、適切な事業実施が図れるよう努めていきます。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス利用援助事業（舞鶴市社会福祉協議会）	利用者数 （人）	108	115	120

### ④ 権利擁護相談

#### 現状

一人暮らしの高齢者や現に認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の尊厳確保を目的に、月に1回、市役所本庁において、財産管理や遺言、成年後見制度について、専門の相談員（行政書士）による権利擁護相談を実施しています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
権利擁護相談	開催回数(回)	12	12	12
	相談者数(人)	24	17	20

#### 施策の方向

引き続き、各地域包括支援センターや介護サービス事業所、舞鶴市成年後見支援センターなどと連携し、適切な相談対応に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護相談	開催回数(回)	12	12	12
	相談者数(人)	24	24	24

## ⑤ 高齢者虐待防止対策

#### 現状

高齢者虐待防止法において、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに市町村に通報することが定められており、市や各地域包括支援センターを通報先として広報を行っています。

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の支援等を行っています。

また、施設従事者による虐待についても、立ち入り調査の実施や、改善計画書に沿った実態調査等、適切な対応に努めます。

### 【対応実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者 虐待通報	通報回数(回)	33	42	45
	虐待と判断した事例数	4	11	15

※高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査(厚労省)の実績を掲載

## 施策の方向

各地域包括支援センターや介護サービス事業所、高齢者施設などと連携し、適切な相談対応に努めるほか、高齢者虐待について介護従事者向けの研修を実施するなど、虐待を早期に発見し、重度化することの無いよう対応に努めます。

## (5) 福祉サービスの提供

### ① 軽度生活援助事業

#### 現状

介護保険サービスの対象とはならないものの、日常生活において支援が必要な65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯に対して、自宅玄関から公道までの除雪の援助を行っています。

この事業は、舞鶴市シルバー人材センターに事業委託していることから、高齢者の支え合い活動にもつながっていますが、地域によっては、サービス調整が難しい場合があります。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実利用者数 (人)	99	79	90
派遣回数 (回)	557	146	350

#### 施策の方向

高齢者にとって除雪は重労働であり、転倒、骨折等による要介護状態への移行を防止する観点からも必要性は高くなっていますが、シルバー人材センター会員の高齢化や会員数の伸び悩みなどから、事業の継続実施に向けて見直しを検討する必要があります。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人)	90	90	90
派遣回数 (回)	350	350	350

## ② 安心生活支援システム整備事業

### 現状

一人暮らし高齢者等に対して、日常生活における不安の解消、緊急時の連絡手段を確保するため、24時間365日通報でき、健康、医療等の相談可能な安心生活支援システムを設置しています。令和4年4月からは、設置機器についてモバイル型を新たに導入し、固定電話がない方にも対応が可能な体制を整えています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
設置件数 (件)	165	152	145

### 施策の方向

高齢者の生活や身体状況を把握し、一人暮らしで、病弱の高齢者等が安心して生活が送れるよう、本システムで安否確認等を行い、地域の協力を得ながら安全・安心な生活の支援に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置件数 (件)	145	145	145

## ③ 老人日常生活用具貸与・給付事業

### 現状

一人暮らし等の高齢者が安全・安心な日常生活を送れるよう、介護保険制度の補完的な施策として、市独自に福祉用具の貸与・給付を行っています。老人杖の支給については、杖の低価格化や介護保険による福祉用具貸与制度の普及等により、令和5年度から廃止しています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
貸与 (件)	福祉電話	1	1	1
	火災警報器	0	0	1
給付 (件)	自動消火器	1	1	1
	電磁調理器	7	7	5
	老人杖	9	11	-

### 施策の方向

利用される高齢者の心身の状態や生活実態に適した用具を、介護保険で貸与や購入費を支給される品目と併せて貸与・給付することにより、高齢者の総合的な支援ができるよう努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与(件)	福祉電話	1	1	1
給付(件)	火災警報器	2	2	2
	自動消火器	2	2	2
	電磁調理器	6	6	6

## (6) 住まいの充実

### ① 養護老人ホーム

#### 現状

概ね 65 歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が入所(措置)する施設です。

介護サービス等の充実により在宅生活の継続が可能となっていますが、身近に頼れる親族がいない一人暮らし高齢者など、地域で生活することが難しい高齢者の入所に加え、高齢者虐待による緊急入所もあります。

#### 【入所措置者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	50	50	50
実 績	(人)	43	47	50
	安岡園	37	40	43
	市 外	6	7	7

### 施策の方向

今後も身寄りがなく、経済的にも困窮している高齢者のセーフティネットとして、舞鶴市老人ホーム入所判定委員会の答申に沿って、適切な措置を行っていきます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 (人)	50	50	50

### ② ケアハウス（軽費老人ホーム）

#### 現状

60歳以上で身体機能の低下などにより、自立して生活することに不安のある人が、家族による援助が受けられない場合に低額な料金で入居できる、介護支援機能や快適に生活できる居住機能を持つ施設です。

現在、市内には3施設（109床）が整備されています。また、ケアハウス入居者が、介護が必要となった場合の対応として、介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの利用ができるよう、市内の2施設（68床）で体制が整えられています。

### 【施設の状況】

施 設 名	運営主体	定員 (人)
シティコーポ安寿	(社福) 安寿会	30
		特定施設分 0
グリーンプラザ博愛	(社福) 博愛福祉会	50
		特定施設分 39
グリーンパーク愛宕	(社福) 博愛福祉会	29
		特定施設分 29
合 計		109
		特定施設分 68

### 【入所者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
実 績 (人)		105	95	104
施設 整備 状況	定 員 (人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68
施設数 (箇所)		3	3	3

#### 施策の方向

より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量の把握に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	(人)	109	109	109
	うち特定施設分	68	68	68

### ③ サービス付き高齢者向け住宅

#### 現状

バリアフリー構造等の高齢者にふさわしい住宅機能と、ケアの専門家による安否確認や生活相談の見守りサービスを備えた、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸の住まいです。現在、市内では4住宅（153戸）が整備されています。

### 【施設の状況】

施 設 名	運営主体	戸数	定員 (人)
あっぷるハウス	(株) メタルエッグ	19	21
			特定施設分 9
グランマーレせいほう	(医) 正峰会	80	83
			特定施設分 37
ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	29	29
			特定施設分 29
ハートテラス三条	(医) 岸本病院	25	25
			特定施設分 0
合 計		153	158
			特定施設分 75

### 【入所者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75
実 績	(人)	145	144	151
施設 整備	定 員 (人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75
状況	住居数 (箇所)	4	4	4

#### 施策の方向

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

また、より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量の把握に努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	(人)	158	158	158
	うち特定施設分	75	75	75

#### ④ その他の住まい

高齢者に配慮した多様な住まいには、ケアハウスの一形態として、特に低所得者層に配慮した「高齢者あんしんサポートハウス」、介護や食事等のサービスを提供する「有料老人ホーム」があります。

#### 現状

本市においては、現在、「高齢者あんしんサポートハウス」はありませんが、有料老人ホームは2か所あります。

#### 【有料老人ホームの状況】

施 設 名	運営主体	定員 (人)
きょうらく	(医) 正峰会	16
あっとほ一む風薫	(株) あっとほ一む風薫	10
合 計		26

#### 【入所者の実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計 画	(人)	26	26	26
実 績	(人)	19	19	19
施設 整備 状況	施設数 (箇所)	2	2	2
	定 員 (人)	26	26	26

#### 施策の方向

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の住まいの状況把握に努め、ニーズに応じた多様な高齢者の住まいの整備促進に努めます。

## 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 (人)	26	26	26

## (7) 重層的支援体制の整備

### ① 重層的支援体制の整備

#### 現状

現在、高齢、障害、子ども、生活困窮等について、それぞれの窓口において、相談者に寄り添った支援を進めているところです。

高齢分野においては、地域の多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に地域ケア会議を実施していますが、複雑化・複合化した課題を抱える相談に対しては、横連携を図りながら更に支援を充実させることが求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の更なる強化を図るため、国において、各分野の枠を超えた「重層的支援体制整備事業」が制度化され、本市においても、令和5年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業として多機関協働事業に取り組み、社会福祉協議会に包括化推進員を3名、市に庁内包括マネージャーを1名配置し、包括的支援体制の構築に向けた取組を始めました。

#### 施策の方向

社会福祉協議会と連携し多機関協働の取組をより充実させることはもとより、関係機関等との協働による新たな社会資源の開発や、参加支援事業に取り組むとともに、地域づくり事業を一体的に展開することにより、しっかりと市民に寄り添った体制づくりに取り組みます。

## (8) 災害時・緊急時等の安全・安心体制の構築

### ① 災害時要援護者支援対策事業

#### 現状

近年、国内各地で発生する風水害、地震などの大規模災害において、多くの高齢者が被災しており、高齢者に対する災害時の避難支援対策が求められています。

このような中、舞鶴市民生児童委員連盟及び自治会と市が連携し、あらかじめ高齢者をはじめとする要援護者を把握し、要援護者一人ひとりに対して支援方法や避難を支援する人などを決めておく「個別支援計画」の作成を推進しています。

## 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
個別支援計画作成率 (%)	73.6	70.2	71.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合

### 施策の方向

災害時・緊急時に、高齢者など要援護者の被災を可能な限り最小化できるよう、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、地域において、避難情報などの情報伝達や避難誘導、安否確認が行えるよう、自主防災組織や自治会、民生児童委員等の関係団体などの協力のもと、災害時に地域で支援できるような体制づくりに努めます。

また、要援護者の皆さんが「個別支援計画」を作成されるよう取組を強化するほか、避難支援者の見つからない人への支援など内容の充実に努めます。

災害発生時に要援護者が舞鶴市地域防災計画に定める避難所へ避難した際に、生活に支障をきたすと判断した場合は、防災担当課と連携し、「福祉避難所」となる介護施設と受入体制等の調整を行った上で、二次的に避難していただけるよう努めます。

## 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援計画作成率 (%)	72.0	73.0	74.0

※避難行動要支援者のうち個別支援計画を作成している人の割合

## ② 日常生活の安全・安心体制の充実

### 現状

核家族化が進むにつれて、一人暮らしや高齢者世帯を狙った悪質商法や詐欺事件が頻発しており、防犯意識の啓発や見守り体制の強化・充実に努めていく必要があります。

### 施策の方向

高齢者世帯における防犯対策に関しては、警察や自治会などとも連携し、高齢者世帯をねらった犯罪の防止対策を促進します。また、民生児童委員や地域包括支援センター、地域支えあいサポーターと連携して、日常の見守り体制の強化に努めます。

## ③ 中丹ふるさとを守る絆ネット（見守り活動）推進事業

地域内にある事業所が積極的に協力して見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、京都府、舞鶴市及び

事業者の三者で見守り協定を締結し、事業者が住民宅等を訪問した際に日常生活の異常等を発見し舞鶴市に連絡を行うものです。

更に京都府と連携し、事業所による見守り活動を推進していきます。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
見守り協定締結事業所数	9	10	10

#### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り協定締結事業所数	10	10	10

## 2. 高齢者の健康づくりと社会参加・生きがいくくり

### (1) 疾病予防と早期発見

#### ① がん検診、歯周疾患検診等

現状

疾病の予防と早期発見を目的として、健康増進法に基づく各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診を実施しています。

検診の対象者には、個別に案内を郵送し、申込方法についても、ハガキや電話による方法に加え、インターネットからの申込方法を導入し、新規受診者の拡大に力を入れています。また、未受診者は受診勧奨通知を送付するなど、受診率向上に向けた取り組みを実施しています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症による影響で検診の受診控えが生じており、受診率の回復に向けた対策が求められます。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	実施場所
胃がん	対象者数 (人)	24,903	23,552	23,552	保健センター 舞鶴21ビル 公民館など
	受診者数 (人)	2,008	1,647	2,120	
	受診率 (%)	8.1	7.0	9.0	
	がん発見 (人)	2	2	3	

大腸がん	対象者数 (人)	26,952	25,690	25,690	保健センター 市内実施医療 機関
	受診者数 (人)	6,497	5,694	6,345	
	受診率 (%)	24.1	22.2	24.7	
	がん発見 (人)	14	19	21	
肺がん	対象者数 (人)	26,952	25,690	25,690	保健センター 舞鶴 21 ビル 公民館など
	受診者数 (人)	3,730	3,279	3,699	
	受診率 (%)	13.8	12.8	14.4	
	がん発見 (人)	3	1	2	
乳がん	対象者数 (人)	16,706	15,771	15,771	市内実施医療 機関 府内実施医療 機関
	受診者数 (人)	2,546	2,832	2,372	
	受診率 (%)	31.8	33.5	33.0	
	がん発見 (人)	7	11	10	
子宮頸がん	対象者数 (人)	19,136	17,733	17,733	市内実施医療 機関 府内実施医療 機関
	受診者数 (人)	2,915	2,611	2,531	
	受診率 (%)	28.5	31.2	29.0	
	がん発見 (人)	1	1	1	
歯周疾患	対象者数 (人)	4,001	4,060	3,910	市内協力歯科 医療機関
	受診者数 (人)	321	297	350	
	受診率 (%)	8.0	7.3	9.0	
	要精検者 (人)	211	201	230	

※がん検診の対象者数については、対象となる年齢の総人口から就業人口を引いて算出するため、国勢調査の結果をもとに年に1回算出している。

※乳がん検診及び子宮頸がん検診については2年に1回の受診のため、下記の方法で算出している。  

$$\text{受診率} = (\text{前年の受診者数} + \text{今年度受診者数}) - 2 \text{年連続受診者数} \div \text{対象者数}$$

### 施策の方向

対象者への個別通知や申込方法の簡便化、未受診者への受診勧奨等、がん検診・歯周疾患検診の受診率向上に向けての取組を継続してまいります。

### 【令和8年度までの各検診の受診者数の見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん (%)	9.8	10.7	11.5
	(人) 2,308	2,520	2,708
大腸がん (%)	25.3	26.0	26.5
	(人) 6,500	6,679	6,808
肺がん (%)	15.0	15.5	16.0
	(人) 3,854	3,982	4,110
乳がん (%)	34.0	35.0	36.0
	(人) 2,990	2,530	3,147

子宮頸がん (%)	29.8	30.4	31.0
(人)	2,753	2,638	2,859
歯周疾患 (%)	9.0	9.5	10.0
(人)	350	370	390

## ② 舞鶴市国民健康保険加入者の特定健康診査・特定保健指導

### 現状

舞鶴市国民健康保険では、40歳～75歳未満の加入者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

特定健康診査については、がん検診も同時に受けられるセット健診と医療機関での個別健診を受診者が選択できるようにし、未受診者には、再度、受診勧奨通知を送付するなど、特定健診受診率の向上に努めています。

特定保健指導については、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に、管理栄養士や保健師による生活習慣改善に向けた保健指導を実施しています。健診受診当日に保健指導を実施したり、来所できない人には、訪問指導を行うなど、特定保健指導の実施率の向上に努めています。

### 【特定健康診査の事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者数 (人)	12,661	12,216	11,637
受診者数 (人)	5,142	4,633	5,237
受診率 (%)	40.6	37.9	45.0

※平成28年度以降は受診者数に人間ドック受診者を含む。

### 【特定保健指導の事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対象者数 (人)	633	530	524
実施者数 (人)	237	135	209
実施率 (%)	37.4	25.4	39.8

### 施策の方向

特定健康診査については、引き続き、受診率の向上に向けて、個別通知や未受診者への受診勧奨を行います。

特定保健指導についても、健診当日の保健指導や訪問指導を継続し、実施率の向上に努めます。

**【特定健康診査の令和 8 年度までの受診者数の見込量】**

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
対象者数 (人)	11, 171	10, 724	10, 295
受診者数 (人)	5, 284	5, 330	5, 353
受診率 (%)	47. 3	49. 7	52. 0

**【特定保健指導の令和 8 年度までの実施者数の見込量】**

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
該当者数 (人)	502	483	463
実施者数 (人)	219	215	218
実施率 (%)	42. 2	44. 6	47. 0

**③ 後期高齢者医療制度加入者の健康診査・歯科健康診査**

現状

75 歳（一定の障害がある人は 65 歳）以上の高齢者の健康診査を実施しています。

今後も生活習慣病の予防のために、加入者に向けての啓発に努めます。

また、平成 28 年度から口腔機能低下予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、75 歳を対象とした歯科健診を実施しています。

**【健診・事業実績】**

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
対象者数 (人)	12, 985	13, 008	13, 670
受診者数 (人)	4, 845	4, 880	5, 331
受診率 (%)	37. 3	37. 5	39. 0

**【歯科健診・事業実績】**

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
対象者数 (人)	1, 011	1, 500	1, 523
受診者数 (人)	77	105	114
受診率 (%)	7. 6	7. 0	7. 5

施策の方向

高齢者の生活習慣病の予防と疾病の早期発見を図り、早期治療につなげるよう努めます。

**【令和8年度までの健診見込率】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診率 (%)	41.0	42.0	43.0

**【令和8年度までの歯科健診見込率】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診率 (%)	8.0	9.0	10.0

**(2) 健康づくりの推進と生活習慣病の予防**

**① 健康教育・健康相談**

現状

健康に関する正しい知識の普及を目的として、歯周疾患予防教室、地域での健康教育、健康診査時の個別指導、健康教育時の健康相談等を実施し、生活習慣の改善など、健康づくりに役立つ内容の情報提供やセルフケアの支援を行っています。

正しい知識を得ることで自らの健康管理意識を更に高め、健康づくりに取り組むきっかけとなるように、今後も、健康教育や健康相談などを通して情報発信に努める必要があります。

**【事業実績】**

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
健康教育	1	11	1	22	1	25
健康相談	25	124	32	127	35	130

施策の方向

自らが、主体的に自分に合った健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい情報の提供に努めるとともに、健康づくりに関心が低い人にも健康情報が届くよう、各種団体や関係機関等とも連携し、人が集まる既存の機会を利用して健康教育を行うなど、情報発信に努めます。

**【令和8年度までの利用見込量】**

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
健康教育	2	30	3	35	4	40
健康相談	40	135	45	140	50	145

## ② 訪問指導

### 現状

心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るため、各種検診の結果や心身の状況から、支援が必要な人に対し、保健師等が訪問し、本人又は家族に対して生活習慣の見直しや改善に向けて必要な助言を行っています。

### 施策の方向

健診後の要指導者など、必要に応じて医療機関や関係機関と連携を図りながら、生活習慣病の重症化予防の徹底に向け訪問指導等を行い、健康の保持増進に努めます。

## ③ 健康情報の普及啓発

### 現状

広報紙やホームページ、個人通知などにより、健康に関する正しい知識や健康づくりに関する教室の案内などの情報発信を行っていますが、健康づくりに関心が低い人には届きにくい現状にあります。

生活習慣病の発症予防には、発症リスクの高い人へのアプローチと併せて、今後は健康づくりに関心が低い人へも健康情報が届くような体制づくりが必要です。

### 施策の方向

健康無関心層へ検診や健康イベント等の情報を伝え、参加へと行動変容を促すには、広報紙やホームページ、回覧等の手段だけではなく、より身近な人が同じ目線で健康に関する必要かつ正確な情報を口コミで伝えていくことが効果があると言われていています。このため、企業・団体と連携した「まいづる健やかプロジェクト」を中心に、地域で健康に関する正しい知識や健康づくりに関する情報が、広く市民に届くよう努めます。

## (3) 生涯学習の推進、活動の場の提供

### ① 多世代交流施設・公民館・加佐地域福祉センターの運営

### 現状

令和3年7月、多世代交流施設「まなびあむ」が市民病院跡地に開設され、旧文庫山学園の機能を引き継ぐとともに、東公民館と一体化されました。最近はコロナ禍も落ち着き、利用者数も順調に伸びています。

また、加佐地域福祉センター由良川学園は、主に加佐地域の住民の生涯学習や憩い

の場として利用され、ゲートボール大会等の事業を実施しています。

### 施策の方向

多世代交流施設「まなびあむ」は、文庫山学園の機能を引き継ぐとともに、公民館と一体化されることにより、より幅広い利用ニーズに応えています。

また、文庫山学園の移転、多世代交流施設「まなびあむ」の開設を機に、市内6か所の各公民館も、高齢者の健康増進の場としての役割を担うことになり、加佐地域福祉センター由良川学園とともに、超高齢社会において高齢者が生き生きと過ごすことができる場や機会を提供しています。

## ② シルバー人材センターへの支援

### 現状

舞鶴市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者に対して、これまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の支え手として生き生きと就業できる機会を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした地域づくりを進めています。

### 【舞鶴市シルバー人材センターの状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
会員数	(人)	693	681	690
うち	男(人)	437	436	446
	女(人)	256	245	247
契約件数	(件)	4,757	4,696	4,300
就業延人員	(人)	67,865	70,473	69,000

### 施策の方向

高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進を図るため、時代や地域に見合った需要を把握し、更なる就業機会の拡大を図れるよう支援します。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	(人)	690	690	690

## (4) 生きがいくくり・仲間づくり

### ① 地域老人健康生きがい対策事業

#### 現状

舞鶴市老人クラブ連合会では、高齢者一人ひとりの生きがいの充実を基盤に「健康・友愛・奉仕」のスローガンのもと、生活を豊かにする楽しい活動とともに安全・安心のまちづくりなど、地域を豊かにする社会活動に取り組まれています。

市としては、舞鶴市老人クラブ連合会が、地域の老人クラブ間の交流や情報交換の場として主催する、シルバースポーツ大会・若手高齢者活動支援・シルバーヘルプ活動・みんなの集い演芸大会・作品展等の活動を支援しています。更に、令和3年度からは、京都府の市町村老連活動支援体制強化事業を活用し、老人クラブ連合会の活動を活性化させるための推進員を配置しているところです。

#### 施策の方向

舞鶴市老人クラブ連合会の活動の活性化に向け、引き続き支援します。

### ② 老人クラブ活動助成事業

#### 現状

地域単位で結成されている老人クラブは、生きがいを高めるための各種活動、一人暮らし高齢者との交流、寝たきりの高齢者への慰問や小学生の登下校時の見守り、その他の社会奉仕活動などを自主的・積極的に行っています。

一方で、地域によっては会員の高齢化などにより、クラブ活動の運営継続が困難になってきている状況もみられます。

#### 【老人クラブの状況】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
助成クラブ 数・会員数	クラブ数(クラブ)	37	34	32
	会員数(人)	1,612	1,453	1,299

#### 施策の方向

老人クラブ連合会の活動を継続・発展させていくという観点から、より多くの老人クラブが加入されていることが望ましく、引き続き、老人クラブ連合会加入クラブへの助成を行い、老人クラブの活動を支援します。

### 【令和8年度までの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成クラブ数・会員数	クラブ数(クラブ)	32	32	32
	会員数(人)	1,300	1,300	1,300

### ③ 地域ふれあい交流活動助成事業

#### 現状

閉じこもりがちな一人暮らし高齢者に対し、地域の集会所等において、食事会、レクリエーション等のサロン活動に取り組んでいるグループを支援し、地域での見守り体制を推進しています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施グループ数	51	47	45
実施回数(回)	1,191	1,604	1,508
延参加者数(人)	10,517	14,014	13,270

#### 施策の方向

一人暮らしや近隣に親族がない高齢者が増加する中、地域住民が主体的に運営する身近な「集える場」が必要となっています。民生児童委員や地域住民、舞鶴市社会福祉協議会及び地域包括支援センターと連携し、地域での自主的な交流活動や見守り活動が推進するよう、本事業の周知・啓発に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施グループ数	50	50	50
実施回数(回)	1,650	1,650	1,650
延参加者数(人)	15,000	15,000	15,000

### ④ 高齢者外出支援事業

#### 現状

75歳以上の高齢者は、身体機能の著しい低下や運転免許証の自主返納等により、外出が困難となる状況がみられます。

このため、市内のバス、京都丹後鉄道及びタクシーの利用者に対して、運賃の一部を助成することにより、高齢者の買い物、レクリエーション、通院等の外出を支援しています。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
乗車票 購入者数	バス (人)	445	498	520
	京都丹後鉄道 (人)	13	15	20
	タクシー (人)	1,020	1,118	1,250

#### 施策の方向

引き続き、高齢者の外出を支援し、健康の増進及び社会参加を促進するとともに、市内公共交通機関の利用促進を図ります。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
乗車票 購入者数	バス (人)	520	530	540
	京都丹後鉄道 (人)	20	20	20
	タクシー (人)	1,300	1,400	1,500

### (5) ボランティアへの参加促進

#### ① ボランティア活動の推進・舞鶴市ボランティアセンターとの連携

#### 現状

舞鶴市社会福祉協議会や舞鶴市ボランティアセンターと連携しながら、地域福祉を目的としたボランティア活動を行いたいと考えている人や団体を対象に、講座などを開催するとともに、ボランティア活動への啓発を行っています。

コロナ禍において多くの地域活動が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が加速しており、地域に根ざしたボランティア活動の更なる活性化を促進していく必要があります。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
舞鶴市ボランティアセンター 登録者数 (人)	536	410	2,000

※ボランティアセンター登録グループの会員数

## 施策の方向

舞鶴市社会福祉協議会や舞鶴市ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の啓発をはじめ、これからボランティア活動をしてみたいと考える人へのボランティア体験講座、既にボランティア活動をしている人を対象としたスキルアップのための研修による人材育成や活動助成などの側面支援、ボランティアをしたい人と必要とする人とのコーディネート機能の向上など、自主的・自立的なボランティア活動を支援していきます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年	令和8年度
舞鶴市ボランティアセンター登録者数（人）	2,000	2,000	2,000

※ボランティアセンター登録グループの会員数

## 3. 地域づくりによる介護予防

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の整備

要支援認定者と事業対象者（「基本チェックリスト」で生活機能低下が認められた人）を対象に、地域での自立した生活を支援するために、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、適切に利用できるよう、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを整備しています。

#### ① 訪問型サービス

##### 現状

訪問型サービスとして、指定事業者が行う「介護予防訪問介護相当サービス」のほか、多様な主体が担う訪問型サービスとして、舞鶴市シルバー人材センターが掃除や買い物などの軽易な家事援助を行う「高齢者生活支援サービス」、一定の研修を受講した市民が短時間で生活支援を行う「見守り型生活支援サービス」を整備しています。

また、令和5年度より、リハビリ専門職や管理栄養士が約3か月間の集中した支援を行い、自立支援を図る「訪問型短期集中支援事業（運動器機能向上プログラム・栄養改善プログラム）」を開始しています。

## 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防 訪問介護相当 サービス	計 画	(人/年)	4,536	4,992	5,496
	実 績	(人/年)	3,615	3,370	3,060
	達成率	(%)	79.7	67.5	55.7
高齢者生活 支援サービス	計 画	(回/年)	1,500	1,750	2,000
	実 績	(回/年)	763	837	850
	達成率	(%)	50.8%	47.8%	42.5%
見守り型生活 支援サービス	計 画	(人/年)	260	270	280
	実 績	(人/年)	266	329	301
	達成率	(%)	102.3%	121.9%	107.5%
訪問型短期 集中支援事業 (運動器機能向上)	計 画	(人/年)	—	—	—
	実 績	(人/年)	—	—	10
	達成率	(%)	—	—	—
訪問型短期 集中支援事業 (栄養改善)	計 画	(人/年)	—	—	—
	実 績	(人/年)	—	—	8
	達成率	(%)	—	—	—

### 施策の方向

単身や夫婦のみの高齢者世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、掃除や買い物等の生活支援の必要性が増加しています。高齢化が進む中で、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されています。今後とも、地域の関係者との協議を重ねながら、多様な主体でのサービス提供体制の充実に努めます。

## 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問介護相当サービス	(人/年)	3,615	3,615	3,615
高齢者生活支援サービス	(回/年)	1,000	1,150	1,300
見守り型生活支援サービス	(回/年)	350	370	390
訪問型短期集中支援事業 (運動器機能向上プログラム)	(人/年)	15	17	20
訪問型短期集中支援事業 (栄養改善プログラム)	(人/年)	10	12	15

## ② 通所型サービス

### 現状

通所型サービスとして、指定事業者が行う「介護予防通所介護相当サービス」を整備しています。

その他、通所型の事業として、地域の身近な場所で実施する一般介護予防事業も、要支援認定者等が利用できる受け皿として位置づけています。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防通 所介護相当 サービス	計 画	(人/年)	6,372	6,756	7,164
	実 績	(人/年)	5,125	4,914	4,900
	達成率	(%)	80.4	72.7	68.4

### 施策の方向

引き続き、指定事業者が行う「介護予防通所介護相当サービス」と通所型事業として、身近な場所で実施する一般介護予防事業の充実に努めます。また、将来を見据え、多様な通所型サービス（短期集中サービス、移動サービス等）についても検討をしていきます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防通所介護相当サービス	(人/年)	4,920	4,920	4,920

## ③ その他の生活支援サービス

### 配食サービス

#### 現状

65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で食事の準備が困難で、安否確認が必要な人を対象に、毎日、栄養バランスのとれた夕食を宅配し、利用者の健康維持や低栄養の予防に役立てています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実利用者数 (人)	398	411	405
配食回数 (回)	89,311	95,389	94,000

## 施策の方向

民間宅配事業所や多業種による地域での見守り体制も充実していることから、事業の効率化を図りながら、利用者の健康維持や低栄養の予防に努めます。また、事業を継続して実施できるよう、利用者負担額についても適切な価格設定になるよう、見直しを行ってまいります。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	410	410	410
配食回数（回）	96,000	96,000	96,000

## ④ 生活支援体制整備事業

### 現状

要支援者等の多様なニーズに対し、本人の能力を最大限活かしつつ、介護事業者のみではなく、住民や企業等の参画により、多様なサービスを多様な主体で生活支援サービスを提供する仕組みを作っていくものです。

これまで、地域包括支援センターや舞鶴市社会福祉協議会などの関係機関との協議の中で、民間で行われている生活支援に係る情報を集約した「もっ得！暮らしの便利帳」の発行・更新、地域の自主的な場で運動の指導を行う「はつらつサポーター」の養成、一人暮らしや高齢者世帯の見守りや家の片付けなどを行う「ライフサポーター」の養成、地域で話相手やゴミ出し支援などを行う「地域支えあいサポーター」の養成など、市民による新たな担い手の創出に取り組んでいます。

第1層の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は市職員、第2層については、一部の圏域で地域包括支援センターに配置し、生活支援の体制整備に向け、検討を重ねています。また、生活支援コーディネーター配置のない圏域においても、地域住民と共に現状や課題を共有・検討する会議（協議体）を実施しており、地域特性に応じた生活支援体制の検討を開始しています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活支援コーディネーター (第2層)の数（人）	1	1	1
地域支えあいサポーターの 登録者数(舞鶴市社会福祉協議会)（人）	69	72	80

※いずれも年度末現在

## 施策の方向

これまでの取組を継続しつつ、効率的・効果的に生活支援の基盤体制が整備できるよう、地域住民、舞鶴市社会福祉協議会、ボランティア、企業等多様な主体が地域づくりに参画できる「協議体」の設置や生活支援コーディネーターの育成等に努めます。また、引き続き、地域支えあいサポーターの養成にも取り組んでいきます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター (第2層)の数 (人)	2	3	3
地域支えあいサポーターの 登録者数(舞鶴市社会福祉協議会) (人)	85	90	100

※いずれも年度末現在

## ⑤ 介護予防ケアマネジメント

### 現状

介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境に応じて、自立した生活が送れるようケアプランを作成するものです。指定事業者が行うサービスを利用する場合は、介護予防支援同様の介護予防ケアマネジメントA、高齢者生活支援サービスや訪問型短期集中支援事業、配食サービスのみを利用する場合は、初回のみケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントCになります。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防ケア マネジメントA	計 画	(件/年)	3,900	3,980	4,060
	実 績	(件/年)	3,316	2,871	2,900
	達成率	(%)	85.0	72.1	71.4
介護予防ケア マネジメントC	計 画	(件/年)	25	30	35
	実 績	(件/年)	14	14	14
	達成率	(%)	56.0	46.7	40.0

施策の方向

【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメントA	(件/年)	2,950	3,000	3,050
介護予防ケアマネジメントC	(件/年)	16	18	20

(2) 住民自らが介護予防に取り組める環境づくり

① 介護予防把握事業

現状

高齢者の心身の機能低下防止に早期に対応するため、本人、家族等からの相談のほか、民生児童委員等地域住民からの情報提供等で把握した対象者に、地域包括支援センターや市の保健師が、基本チェックリストを用いて、生活機能低下、閉じこもり等のリスクの判定を行い、様々な介護予防活動等へつなげる活動を行っています。また、3年毎に行う「日常生活圏域ニーズ調査」においても、認知機能低下やそのおそれのある高齢者の把握を行っています。

施策の方向

今後も、3年毎に「日常生活圏域ニーズ調査」や民生児童委員等地域住民との連携を密に行い、何らかの支援を必要とする高齢者の早期把握に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

現状

公民館や老人クラブなどの各種団体からの依頼により、保健師等が健康講座や健康相談を実施しています。また、広報まいづるや市ホームページに介護予防に関する情報を掲載するなどあらゆる機会を通じて、介護予防への意識向上の啓発に取り組んでいます。

【事業実績】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	開催回数 (回)	延人数 (人)	開催回数 (回)	延人数 (人)	開催回数 (回)	延人数 (人)
講演会等	34	610	35	816	40	900

### 施策の方向

高齢者が生きがいをもって自分らしい生活を実現するため、講演会や健康講座、健康相談などを通じ、介護予防の重要性について周知・啓発を図っていきます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	開催回数 (回)	延人数 (人)	開催回数 (回)	延人数 (人)	開催回数 (回)	延人数 (人)
講演会等	45	1,000	45	1,000	45	1,000

### ③ 運動指導員派遣事業 「サロン de すとれっち」

#### 現状

地域の老人クラブや町内会などの小地域団体を対象に、運動指導員を派遣し、地域の集会所等で、簡単な運動を行う住民主体による活動の場の普及を図っています。概ね1~2週間に1回、1時間程度の運動を行っており、地域での見守りや支え合いにつながっています。令和元年度から、年に1回「サロン de すとれっちフェスタ」を開催し、活動の継続に向けた支援を行っています。

また、全団体に年に1回の体力測定と「お口いきいき元気アップ講座」を実施し、運動の評価と継続への動機づけ、口腔機能低下（オーラルフレイル）予防の普及啓発を行っています。加えて、令和2年度から、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のポピュレーションアプローチとして、年に1回のフレイル講話を行い、参加者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう普及啓発を行っています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
派遣団体 (団体)	113	111	106
派遣回数 (回)	1,757	2,569	2,537
参加実人数 (人)	1,140	1,140	1,035
参加延人数 (人)	14,196	20,277	20,372

### 施策の方向

事業開始から、12年が経過し、見守りや相互支援が強化できている半面、高齢化による参加者の減少や世話人の不足により、活動を中止する団体も出てきています。事業の周知や団体間の交流に加え、新規参加者の呼び込み等、活動の継続に向けた支援に努めます。

**【令和8年度までの見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣団体 (団体)	106	107	108
派遣回数 (回)	2,560	2,585	2,610
参加実人数 (人)	1,045	1,055	1,065
参加延人数 (人)	20,500	20,620	20,740

**④ いきがいデイサービス事業**

現状

軽度者向けの介護予防事業として、概ね日常生活圏域を単位に、社会福祉法人や医療法人への委託事業として、運動機能の向上や創作活動・レクリエーション等を通じ、健康づくり・生きがいづくりになる取組を実施しています。

要支援者・事業対象者の多様な通いの場として、令和5年度より新たに1会場が加わり、市内7会場13グループで運営しています。

**【事業実績】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施グループ数 (グループ)	10	11	13
実施回数 (回)	336	434	487
参加実人数 (人)	180	220	230
参加延人数 (人)	2,995	4,289	5,080

施策の方向

実施箇所の増加など、要支援者・事業対象者の多様な通いの場の充実を図ります。

**【令和8年度までの見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施グループ数 (グループ)	14	15	16
実施回数 (回)	511	535	559
参加実人数 (人)	240	250	260
参加延人数 (人)	5,320	5,560	5,800

## ⑤ 農閑期介護予防事業

### 現状

農村部において、農閑期の高齢者の閉じこもりによる機能低下を予防するため、冬季に地域の集会所等で、運動や交流を図る事業を行っています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施箇所数 (箇所)	4	3	3
開催回数 (回)	8	11	12
参加実人数 (人)	23	30	35
参加延人数 (人)	52	84	110

### 施策の方向

農業を中心に生活している地域に働きかけ、通いの場がない地域に通いの場を提供するなど、地域の実情に応じた内容で事業を実施していきます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (箇所)	3	3	3
開催回数 (回)	12	12	12
参加実人数 (人)	35	35	35
参加延人数 (人)	110	110	110

## ⑥ 地域介護予防活動支援事業

### 現状

市民の健康づくりや介護予防施策を広く進めるためには、ボランティアや地域活動組織の育成が必要です。本市では、市民の健康づくりや食育の推進を行う食生活改善推進員協議会「はまなす会」の養成・活動支援・組織強化を進めています。また、介護予防・認知症予防の活動を普及・推進するため、介護予防に関するファシリテーター（認知症予防・はつらつサポーター）の養成やフォローアップなどの健康づくりを担う市民の人材育成に取り組んでいます。

また、オーラルフレイル予防を推進するための研修会を歯科医師会と共催で開催し、担い手の養成に取り組んでいます。

### 【事業実績】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実施回数 (回)	延人数 (人)	実施回数 (回)	延人数 (人)	実施回数 (回)	延人数 (人)
食生活改善推進員協議会 への支援	15	143	18	144	17	140
食生活改善推進員養成講 座	—	—	—	—	—	—
介護予防ファシリテータ ー養成講座等	2	15	2	18	15	15
オーラルフレイル予防研 修会	1	24	1	54	1	50

### 施策の方向

市民の健康づくりを推進する人材の育成、地域活動組織の支援等を積極的に進め、市民が市民を支える仕組みづくりに努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施回数 (回)	延人数 (人)	実施回数 (回)	延人数 (人)	実施回数 (回)	延人数 (人)
食生活改善推進員協議会 への支援	16	135	16	135	16	135
食生活改善推進員養成講 座	1	96 (実12)	—	—	—	—
介護予防に関するファシ リレーター養成講座等	3	20	2	12	3	20
オーラルフレイル予防研 修会	1	60	1	60	1	60

※ファシリレーター養成講座等は、運動指導員と認知症予防ファシリレーターの養成講座・フォローアップ研修

## ⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業

### 現状

地域における介護予防の取組を強化するため、理学療法士などのリハビリテーション専門職が、地域ケア会議での技術的助言や自立支援のためのケアプラン研修、訪問指導等を行うものです。自立支援に向けたケアプラン作成のため、「ケアマネジメント支援会議」において、市内のリハビリテーション専門職にアドバイザーとして参加

していただき、支援を要する高齢者に対し、効果的なケアマネジメントやサービス提供ができるよう取り組んでいるところです。

また、在宅での物理的な環境の整備や介護サービス事業所での支援内容について、技術的助言を行うリハビリ訪問指導も併せて実施し、介護予防の取組の強化を図っています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
リハビリ訪問指導 (件)	1	1	1

#### 施策の方向

地域包括支援センターやケアマネジャー等と圏域内のリハビリテーション専門職との連携を強化し、訪問型短期集中事業等を含めて効果的な介護予防の取組の推進を図ります。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリ訪問指導 (件)	3	3	3

### ⑧ 栄養介護予防普及啓発事業（栄養出前講座）

#### 現状

生活習慣病や要介護状態等の予防のため、「食べること」の意義や正しい食生活の普及、健康づくりに関する知識の啓発を行うことで、栄養への意識を高め、高齢者の健康の維持や身体機能の向上に努めています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施箇所数 (箇所)	1	0	6
実施回数 (回)	1	0	6
延参加者数 (人)	13	0	90

#### 施策の方向

高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組み、食べることへの意識向上や健康寿命の延伸につなげる環境を整えていきます。

**【令和8年度までの利用見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (箇所)	10	10	10
実施回数 (回)	10	10	10
延参加者数 (人)	100	100	100

**(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施**

**① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施**

現状

令和2年度から、京都府後期高齢者医療広域連合の委託事業により、地域の高齢者が集まる場において、地域担当の保健師等が健診の結果や高齢者ニーズ調査の結果等を用いて、健康教育や健康相談を行うほか、KDBシステムを活用し、健診も医療も全く受けていない高齢者の状態を把握し、必要な場合は、医療や介護サービスにつながるといった個別支援を実施しています。

**【事業実績】通いの場での健康教育・健康相談**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施回数 (回)	152	234	240

**【事業実績】個別支援件数**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施回数 (人)	112	144	150

施策の方向

高齢者がセルフケアを基本にした健康づくり・介護予防に取り組めるよう、健診結果やニーズ調査結果、訪問等で把握する各地域の実情に併せ、医療専門職等と連携し、効果的なアプローチを実施していきます。

**【令和8年度までの利用見込量】通いの場での健康教育・健康相談**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (回)	245	250	255

**【令和8年度までの利用見込量】個別支援件数**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数 (人)	155	160	165

**② 口腔機能向上介護予防普及啓発事業（お口元気アップ講座）**

現状

生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみやコミュニケーションの充実のため、高齢者の口腔機能及び健康の保持増進に資する知識を普及し、自らが口腔機能の低下状況を知り日常生活において自己管理が推進されるよう支援に努めています。

**【事業実績】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施箇所数 (箇所)	85	115	110
実施回数 (回)	85	115	115
延参加者数 (人)	631	881	900

施策の方向

運動指導員派遣事業等の介護予防事業との連携した実施は継続し、新規サロンへの更なる働きかけを行うとともに、介護予防事業所等、広く事業を利用してもらえる体制づくりを推進します。

**【令和8年度までの利用見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数 (箇所)	120	130	130
実施回数 (回)	120	130	130
延参加者数 (人)	1,000	1,100	1,100

**③ 口腔出前講座（オーラルフレイル予防出前講座）**

オーラルフレイル予防を中心に、高齢者の口腔の自己管理についての知識普及を目的に、公民館事業や集いの場などにおいて集団を対象に普及啓発を推進します。

## 4. 認知症施策の総合的な推進

### (1) 認知症の正しい理解と早期発見・早期対応

#### ① 認知症サポーター養成講座等の開催・認知症ケアパスの普及

## 現状

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域住民が認知症に対して正しく理解することが大切です。

このため、本市では、老人クラブや地域のサロン、企業、学校等、広く市民を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。また、認知症講演会やアルツハイマー月間(9月)の取組においても、広く市民に認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

また、発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを記載した「認知症ケアパス」(認知症相談ガイドブック)を相談対応時に活用していますが、令和2年度更に改訂を行い、認知症ケアパスの普及・活用に努め、認知症を正しく理解し、より良いケアにつなげられるよう取り組んでいます。

## 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
キャラバンメイト数 (人)		145	165	169
認知症 サポーター 養成講座	開催回数 (回)	4	8	10
	受講者数 (人)	68	166	300
	サポーター数 (人)	10,077	10,243	10,543
認知症 講演会	開催回数 (回)	0	1	1
	受講者数 (人)	0	55	65

## 施策の方向

市民向けの認知症講演会や各団体、教育関係への認知症サポーター養成講座開催への働きかけ等あらゆる機会を通じ、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら事業の取組を進めます。また、認知症についての相談窓口の周知をより丁寧に行い、早期の段階から相談・対応ができる体制を整えるとともに、「認知症ケアパス」がより本人の視点を重視したものになるよう、本人の思いを聞きながら見直しに向けた検討を行ないます。

65歳未満で発症する「若年性認知症」については、若年特有の課題を抱えるケースが多いことから、労働部門や京都府の若年性認知症支援チームとも連携しながら、ピアサポート事業など必要な支援・サービスの周知啓発・相談対応に努めていきます。

## 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャラバンメイト数 (人)		173	177	181
認知症 サポーター 養成講座	開催回数 (回)	13	15	17
	受講者数 (人)	260	300	340
	サポーター数 (人)	10,803	11,103	11,443
認知症 講演会	開催回数 (回)	1	1	1
	受講者数 (人)	100	100	100

## ② 認知症初期集中支援チーム派遣事業

### 現状

病気への偏見や悪いイメージにより受診が遅れたり、診断を受けても適切なケアにつながらず、症状が悪化したり、家族関係が崩れるケースが多いことから、認知症の症状により日常生活に支障が出始めた初期の段階で、本人や家族の不安に対応し、適切なケアにつなげられるような支援体制が求められています。

認知症の心配がある人の自宅に、精神保健福祉士や薬剤師、作業療法士等の専門家からなるチームが訪問し、専門病院への紹介や対応方法などのアドバイスを行っています。令和3年度に作成した、認知症初期集中支援チームパンフレットを活用し、医療機関や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携強化に努めています。

## 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問件数 (人)	12	25	27
支援方針検討会議 (回)	13	13	11

※訪問件数 (人) は、相談件数 (新規・継続・モニタリング) を計上

### 施策の方向

今後、認知症の方は益々増加すると推測されることから、対象者の把握に努めるとともに、早期発見・早期対応の重要性を周知し、認知症の病気の理解促進を図ります。

また、家族等の理解不足から生じる高齢者虐待を予防するためにも、チームによる支援を活用することを広く啓発していきます。

**【令和 8 年度までの利用見込量】**

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問件数 (人)	30	33	36
支援方針検討会議 (回)	13	13	13

**(2) 認知症予防の取組の推進**

**① 認知症予防プログラム実践事業**

現状

高齢者が、有酸素運動や記憶力・計画力・注意力を積極的に使うことを習慣づけ、認知症の発症を予防するプログラムの実践を行っており、令和 4 年度からは LINE プログラムを追加しました。具体的には、認知症を発症していない高齢者が、小グループで定期的に集まり、LINE やウォーキング、パソコンによるミニコミ誌づくりなどの予防プログラムを 3 か月間行い、終了後は、認知症を予防する生活習慣の実践を、自主グループで継続しています。

また、これらのグループの支援を、認知症予防に係る研修を受講した市民（認知症予防ファシリテーター）が行っています。

**【事業実績】**

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
参加実人数 (人)	0	22	26
参加延人数 (人)	0	232	275
実施箇所数 (数)	0	2	2
自主グループ数	26	25	27

施策の方向

グループの支援を行う認知症予防ファシリテーターを養成し、認知症予防のための生活習慣継続の支援に努め、自主化したグループが継続して活動できるように支援します。と同時に、更なる認知症予防の取組についても模索していきます。

**【令和 8 年度までの利用見込量】**

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
参加実人数 (人)	25	25	25
参加延人数 (人)	300	300	300
実施箇所数 (数)	3	3	3
自主グループ数	29	31	33

### (3) 認知症ケアの向上

#### ① 初期認知症対応型カフェ推進事業

##### 現状

認知症になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、病院や介護施設、地域において、本人や家族、地域の人や認知症に関心のある人が気軽に集え、悩みを話したり、楽しい活動を行う「認知症カフェ」を開設しています。

「認知症カフェ」では、本人同士が主になって語り合う「本人ミーティング」を実施し、本人本位のケアの実践に努めています。

##### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施箇所 (箇所)	5	5	5
実施回数 (回)	194	192	200
利用実人数 (人)	68	69	90
利用延人数 (人)	1,663	1,720	2,000

※利用実人数(本人+家族)、利用延人数(本人+家族+その他)

##### 施策の方向

気軽に足を運んでもらえる場になるよう、興味を引く内容の工夫や初期の認知症の対象者が把握しやすい専門医療機関との連携強化に努めます。また、地域や認知症に関心のある人が、更に足を運んでもらえるよう周知啓発にも努めます。

##### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所 (箇所)	6	6	6
実施回数 (回)	248	248	248
利用実人数 (人)	100	100	100
利用延人数 (人)	2,480	2,480	2,480

#### ② チームオレンジの設置

##### 施策の方向

「チームオレンジ」とは、「認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み」のことであり、「共生と予防」を基本理念とした認知症施策推進大綱の中で設置が位置付けられ

ています。チームオレンジを通して、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備し、支え合いの仕組みづくりの構築を図ります。そのために、まずはチームオレンジの一員となるサポーターを養成するためのステップアップ講座を開催し、チームオレンジ設置に向けて取組を進めます。

**【令和8年度までの設置数】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ数	0	1	2

**③ 認知症医療連携実務担当者会議**

現状

認知症の本人や家族に関わる保健・医療・福祉・介護の関係者が集まり、意見交換や情報交換、事例検討を通じて、連携を強化し、認知症施策の現状や課題を検討し、連携の推進を図ることを目的として実施しています。

**【事業実績】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催回数 (回)	6	7	7
参加人数 (人)	214	169	180

\*開催回数・参加人数：関係者が参加する実務担当者会議と認知症疾患医療連携協議会、認知症初期集中支援チーム検討会議を含む

施策の方向

今後も、事例検討や情報交換を通じて、認知症に関する様々な課題の対応策を検討し、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる体制づくりに努めます。また、本人を起点にした取組・活動の推進に向けて、関係者で協議する場として活用していきます。

**【令和8年度までの利用見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数 (回)	7	7	7
参加人数 (人)	185	190	195

#### ④ 認知症高齢者等徘徊対策事業

##### 現状

行方不明発生時、警察が早期に捜索活動が行えるように、行方不明になる可能性のある高齢者の情報を事前に市と警察が共有する「事前登録制度」と「認知症高齢者等位置検索サービス（GPS）利用支援事業」を実施しています。令和4年度には登録者の一斉更新を実施し、登録者名簿の整理を行いました。

また、行方不明が発生した際は、市の「まいづるメール配信サービス」を活用し、介護サービス事業所や地域住民に広く情報提供を行っています。

##### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
メール配信回数 (回)		5	3	3
事前登録	年度末登録者数 (人)	154	85	100
	新規登録者数 (人)	31	36	40
GPS利用支援 (人)		0	1	1

##### 施策の方向

「事前登録制度」や「GPS利用支援事業」について周知・啓発し、利用者の増加を図るとともに、認知症の人や家族を地域で見守る体制の構築に努めます。また、利用者がより活用しやすいものになるよう、事前登録制度におけるグッズ内容の見直しに向けた検討を行います。

##### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規事前登録者数 (人)	40	40	40
GPS利用支援 (人)	1	1	1

## 5. 適正な介護サービスの提供と家族支援

### (1) 介護サービスの必要量の確保

#### 居宅サービス

#### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

##### 現状

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、食事、排泄等の身体の介護や掃除、洗濯、調理、買い物等の日常生活の援助を行うサービスです。

現在、市内では18箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

一人暮らしや高齢者世帯の要介護認定者の日常生活を支える最も身近で利用しやすいサービスとして定着しており、利用者の心身の状況や環境に応じた適切なサービスの提供と質の向上が求められています。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護	計 画 (回/年)	151,385	153,231	153,644
	実 績 (回/年)	143,653	143,726	141,825
	達成率 (%)	94.9	93.8	92.3

#### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
大浦・朝来・志楽	メタルエッグ介護事業部あつぷる	(株)メタルエッグ
	ヘルパーステーションやすらぎ	(福)大樹会
新舞鶴・三笠	岸本病院ヘルパーステーションハーティ	(医)岸本病院
倉梯・倉二・与保呂	あんしん介護支援センター	(有)あんしん介護支援センター
	オリエンタル	オリエンタル(株)
	コアライフ舞鶴	(有)コアライフ
中舞鶴	舞鶴市社会福祉協議会	(福)舞鶴市社会福祉協議会
	ヘルパーステーションきょうらく	(医)正峰会

城北	ヘルパーステーション安寿	(福) 安寿会
	ヘルパーステーション真愛	(福) 真愛の家
	ニチイケアセンター舞鶴	(株) ニチイ学館
	につぶく	(株) につぶく
	ふれあいステーションゆきわり	(公社) 京都保健会
	訪問介護事業所ユアサイド	(株) ユアサイド
	訪問介護事業所 音色	(株) AspoiR
城南	荒木クリニックホームヘルパーステーション	(医) 荒木クリニック
	ライフ・ステージ夢咲	(福) 成光苑
加佐	ケア・オフィス舞夢訪問介護事業所	(福) 成光苑

### 施策の方向

利用者が、自宅で能力に応じた自立した日常生活を支援するために、必要なサービス量を確保するとともに、安心してサービスを利用できるよう質の向上に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護 (回/年)	153,768	154,535	155,302

### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

#### 現状

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供して、入浴が困難な高齢者に入浴の介助を行うサービスです。

現在、市内では3箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴介護	計 画	(回/年)	5,062	5,194	5,219
	実 績	(回/年)	5,304	5,249	5,381
	達成率	(%)	104.8	101.1	103.1
介護予防 訪問入浴介護	計 画	(回/年)	12	12	12
	実 績	(回/年)	65	63	73
	達成率	(%)	541.7	525.0	608.3
合 計	計 画	(回/年)	5,074	5,206	5,231
	実 績	(回/年)	5,369	5,312	5,454
	達成率	(%)	105.8	102.0	104.3

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
大浦・朝来・志楽	メタルエッグ介護事業部あつぷる	(株)メタルエッグ
倉梯・倉二・与保呂	アサヒサンクリーン在宅介護センター舞鶴	アサヒサンクリーン (株)
城北	につぷく	(株)につぷく

#### 施策の方向

入浴が困難な利用者の身体状態や利用意向を踏まえ、主治医やケアマネジャー、サービス事業者等との緊密な連携に努めるとともに、安定的な供給体制の確立に努めます。

また、安全かつ安心してサービスを利用できるよう、サービスの質の向上に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護 (回/年)	5,682	5,881	5,682
介護予防訪問入浴介護 (回/年)	31	31	31
合計 (回/年)	5,713	5,912	5,713

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

#### 現状

訪問看護・介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

高齢者の在宅療養を支援する重要なサービスであり、医療的管理を必要とする高齢者の増加に併せて、供給体制を確保していくことが必要です。

現在、市内では24箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問看護	計画 (回/年)	31,322	31,920	31,974
	実績 (回/年)	30,586	30,734	32,643
	達成率 (%)	97.7	96.3	102.1
介護予防 訪問看護	計画 (回/年)	5,139	5,121	5,220
	実績 (回/年)	5,340	4,542	4,336
	達成率 (%)	103.9	88.7	83.1
合計	計画 (回/年)	36,461	37,041	37,194
	実績 (回/年)	35,926	35,276	36,979
	達成率 (%)	98.5	95.2	99.4

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
新舞鶴 ・三笠	岸本病院	(医) 岸本病院
	浮島岸本診療所	(医) 順正会
	黒田神経内科医院	(医) 黒重会
	大西医院	大西医院
	西川医院	西川医院
	訪問看護ステーションさくらプラザ	(医) 弘愛会 西村内科
	曾我内科医院	曾我内科医院
	ピア・サポート訪問看護ステーション	(有) ピア・サポート
	肥後内科医院	(医) 肥後内科医院
堀澤医院	(医) 堀澤医院	
倉梯・倉二・ 与保呂	指宿医院	(医) 悠慈会
中舞鶴	大橋医院	(医) 大橋医院
	外松医院	(医) 外松医院
	訪問看護ステーションきょうらく	(医) 正峰会
城北	鳥井医院	(医) 鳥井医院
	ふれあいステーションゆきわり	(公社) 京都保健会
	訪問看護ステーションはまなす	(一社) 舞鶴医師会
	舞鶴赤十字訪問看護ステーション	日本赤十字社
	河崎内科	(医) 鶴洋会 河崎内科
	まいづる協立診療所	(公社) 京都保健会
	訪問看護ステーションみなと	(株) みなと
城南	荒木クリニック訪問看護ステーション	(医) 荒木クリニック
	荒木クリニック	(医) 荒木クリニック
	藤井内科医院	藤井内科医院

施策の方向

今後、高齢化が進み、在宅で療養看護される高齢者が増加することが予想されます。住み慣れた地域や自宅で、できるだけ長く住み続けられるよう、地域にある医療機関等と連携・協力し、安心して在宅療養できるよう、供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護 (回/年)	34,805	35,008	35,401
介護予防訪問看護 (回/年)	5,404	5,404	5,404
合計 (回/年)	40,209	40,412	40,805

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

##### 現状

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、病院・診療所の理学療法士・作業療法士が家庭を訪問して、日常生活の自立や心身機能の維持・回復のために必要な訓練を行うサービスです。

高齢化の進展により在宅でサービスを受ける人が増加することが予想されるため、引き続き供給体制の整備を進めていく必要があります。

現在、市内では4箇所の事業所が指定を受けています。

##### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問リハビリ テーション	計 画	(回/年)	13,637	14,116	14,466
	実 績	(回/年)	13,380	13,159	12,598
	達成率	(%)	98.1	93.2	87.1
介護予防 訪問リハビリ テーション	計 画	(回/年)	3,226	3,206	3,138
	実 績	(回/年)	3,330	3,089	3,029
	達成率	(%)	103.2	96.4	96.5
合 計	計 画	(回/年)	16,863	17,322	17,604
	実 績	(回/年)	16,710	16,248	15,627
	達成率	(%)	99.1	93.8	88.8

##### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
新舞鶴・三笠	岸本病院	(医) 岸本病院
中舞鶴	アザレア舞鶴訪問リハビリテーションセンター	(医) 正峰会
城北	鳥井医院	(医) 鳥井医院
城南	荒木クリニック	(医) 荒木クリニック

##### 施策の方向

病院等への通所が困難でリハビリが必要な人に対して、自宅での生活リハビリの指導や機能訓練などを実施する理学療法士や作業療法士の確保についてサービス事業者への協力を求め、サービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション (回/年)	14,107	14,107	14,107
介護予防訪問リハビリテーション (回/年)	3,264	3,264	3,264
合 計 (回/年)	17,371	17,371	17,371

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

現状

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導のサービスは、病院・診療所・薬局や訪問看護・訪問リハビリテーションとの連携が適切に行われることが必要であり、主治医とケアマネジャー等を中心に各種サービス提供事業所とチームケアなどによる連携を図る必要があります。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅療養管理 指導	計 画 (人/年)	3,816	3,984	3,996
	実 績 (人/年)	3,685	3,796	3,755
	達成率 (%)	96.6	95.3	94.0
介護予防 居宅療養管理 指導	計 画 (人/年)	336	336	336
	実 績 (人/年)	297	262	202
	達成率 (%)	88.4	78.0	60.1
合 計	計 画 (人/年)	4,152	4,320	4,332
	実 績 (人/年)	3,982	4,058	3,957
	達成率 (%)	95.9	93.9	91.3

施策の方向

医療機関や薬局、訪問看護や訪問リハビリテーションとの連携を図り、供給量の確保に努めます。口腔衛生指導や栄養管理指導なども推進するために関係機関等の連携を図ります。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導 (人/年)	3,876	3,936	3,924
介護予防居宅療養管理指導 (人/年)	276	276	276
合 計 (人/年)	4,152	4,212	4,200

## ⑥ 通所介護（デイサービス）

### 現状

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りを通い、入浴や食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のための生活機能の訓練や口腔機能向上などを行い、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

現在、市内で15箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所介護	計 画	(回/年)	80,878	80,770	81,845
	実 績	(回/年)	79,910	76,092	76,534
	達成率	(%)	98.8	94.2	93.5

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人)
大浦・朝来・ 志楽	デイサービスあつぷる	(株) メタルエッグ	25
	デイサービスセンターやすらぎ	(福) 大樹会	30
新舞鶴 ・三笠	デイサービスセンターグリーンプラザ博愛	(福) 博愛福祉会	25
	岸本病院デイサービスセンターハーティ	(医) 岸本病院	30
倉梯・倉二・ 与保呂	舞鶴市南デイサービスセンター	(福) 大樹会	35
	リハプライド東舞鶴	(株) ジオ	25
	デイサービス粋生倶楽部東舞鶴	ベルケアセンター (株)	19
中舞鶴	舞鶴市中デイサービスセンター	(福) 安寿会	30
城北	デイサービスセンター安寿	(福) 安寿会	30
	デイサービスセンター真愛の家	(福) 真愛の家	24
	ニチイケアセンター舞鶴	(株) ニチイ学館	30
城南	デイサービスセンターグレイスヴィルまいづる	(福) グレイスマいづる	30
	デイサービスセンターこころ	(有) こころ	20
	デイサービスセンターせいほう	(医) 正峰会	30
加佐	加佐デイサービスセンター	(福) 成光苑	20

## 施策の方向

居宅サービスの中では利用人数や利用回数が多いサービスであり、今後は、利用者一人ひとりのニーズに合った短時間サービスや、機能訓練等の自立支援につながるサービスを更に充実させるよう、事業者に働きかけるとともに、供給体制の確保に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護 (回/年)	81,876	82,356	82,836

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

### 現状

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）は、介護老人保健施設や病院等に通り、心身の機能の維持向上を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

現在、市内では8箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所リハビリ テーション	計 画	(回/年)	47,174	47,462	47,672
	実 績	(回/年)	39,287	39,192	43,656
	達成率	(%)	83.3	82.6	91.6
介護予防 通所リハビリ テーション	計 画	(人/年)	2,136	2,172	2,208
	実 績	(人/年)	2,012	1,944	1,952
	達成率	(%)	94.2	89.5	88.4

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	エスペラル東舞鶴	(医)医誠会	40
新舞鶴・三笠	岸本病院	(医)岸本病院	36
	さくらプラザ	(医)弘愛会西村内科	25
中舞鶴	アザレア舞鶴	(医)正峰会	50
城北	舞鶴赤十字病院	日本赤十字社	20
城南	荒木クリニック通所リハビリセンター	(医)荒木クリニック	40
	小谷整形外科医院通所リハビリテーション	(医)晴友会	30
	すこやか森	国家公務員共済組合連合会	35

## 施策の方向

今後も医療的ケアの必要が高まることが考えられるため、理学療法士や作業療法士等の指導のもとで、一人ひとりの身体状況に応じた、より効果的な機能訓練ができる供給体制を確立するよう、事業者働きかけるとともに、利用者の在宅生活の維持・向上が図れるようサービスの充実に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション (回/年)	44,467	44,984	45,247
介護予防通所リハビリテーション (人/年)	2,112	2,112	2,112

### ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

#### 現状

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

対象者は、心身の状況、介護者の病気、冠婚葬祭、出張等のため、又は介護者の負担軽減を図るために、短期入所の必要がある要介護者です。

現在、市内では9箇所の事業所が指定を受けています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所生活介護	計 画 (日/年)	21,850	22,377	22,511
	実 績 (日/年)	18,198	16,883	15,054
	達成率 (%)	83.3	75.4	66.9
介護予防 短期入所生活介護	計 画 (日/年)	329	329	329
	実 績 (日/年)	228	154	240
	達成率 (%)	69.3	46.8	72.9
合 計	計 画 (日/年)	22,179	22,706	22,840
	実 績 (日/年)	18,426	17,037	15,294
	達成率 (%)	83.1	75.0	67.0

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	やすらぎショート	(福)大樹会	6
新舞鶴 ・三笠	グリーンパーク愛宕	(福)博愛福祉会	空室利用
	グリーンプラザ博愛苑	(福)博愛福祉会	10
	やすらぎ苑	(福)大樹会	空室利用
城北	真愛の家寿荘	(福)真愛の家	15
	安寿苑	(福)安寿会	10
城南	グレイスヴィルまいづる	(福)グレイスマいづる	8
	ライフ・ステージ夢咲	(福)成光苑	6
加佐	ライフ・ステージ舞夢	(福)成光苑	11

### 施策の方向

介護者の負担軽減のための定期的な利用のほか、急な利用にも対応できるよう、介護老人福祉施設での供給量の確保に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護 (日/年)	19,218	19,218	19,218
介護予防短期入所生活介護 (日/年)	166	166	166
合計 (日/年)	19,384	19,384	19,384

### ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

#### 現状

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)は、介護老人保健施設に短期間入所し、看護・医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けるサービスです。

現在、3箇所の事業所でサービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所療養介護	計画 (日/年)	8,802	9,016	9,197
	実績 (日/年)	7,149	5,767	4,880
	達成率 (%)	81.2	64.0	53.1
介護予防 短期入所療養介護	計画 (日/年)	51	51	51
	実績 (日/年)	31	80	28
	達成率 (%)	60.8	156.9	54.9

合 計	計 画 (日/年)	8,853	9,067	9,248
	実 績 (日/年)	7,180	5,847	4,908
	達成率 (%)	81.1	64.5	53.1

#### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人)
大浦・朝来・志楽	エスペラル東舞鶴	(医) 医誠会	空室利用
中舞鶴	アザレア舞鶴	(医) 正峰会	空室利用
城南	すこやか森	国家公務員共済組合連合会	8

#### 施策の方向

医療的な介護を必要とする利用者の急な利用にも対応できるよう、介護老人保健施設での供給量の確保に努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護 (日/年)	6,816	6,816	6,816
介護予防短期入所療養介護 (日/年)	53	53	53
合 計 (日/年)	6,869	6,869	6,869

### ⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

#### 現状

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウス等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

現在、市内では4箇所の事業所が指定を受けています。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定施設 入居者生活介護 (介護専用型以外)	計 画 (人/日)	109	107	108
	実 績 (人/日)	96	97	100
	達成率 (%)	88.1	90.7	92.6
介護予防特定施設 入居者生活介護 (介護専用型以外)	計 画 (人/日)	30	32	32
	実 績 (人/日)	16	13	10
	達成率 (%)	53.3	40.6	31.3
合 計	計 画 (人/日)	139	139	140
	実 績 (人/日)	112	110	110
	達成率 (%)	80.6	79.1	78.6

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人)
大浦・朝来・志楽	あっぷるハウス	(株) メタルエッグ	9
	ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	29
新舞鶴・三笠	グリーンプラザ博愛	(福) 博愛福祉会	39
城南	グランマーレせいほう	(医) 正峰会	37

### 施策の方向

市内のサービス付き高齢者向け住宅やケアハウス入居者の要介護状態の重度化に対して、より適切なサービスが提供できるよう、適正な特定施設入居者生活介護サービス量を見極めながら、サービスの提供に努めていきます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護 (人/日)	99	99	99
介護予防特定施設入居者生活介護 (人/日)	15	15	15
合 計 (人/日)	114	114	114

### ⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

#### 現状

福祉用具の貸与とは、要介護者等に対して日常生活の自立を支援するため、介護ベッドや車いすなどの福祉用具を貸与するサービスです。

現在、市内では4箇所の事業所があり、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉用具貸与	計 画 (人/年)	18,120	18,780	19,080
	実 績 (人/年)	19,234	19,361	19,814
	達成率 (%)	106.1	103.1	103.8
介護予防 福祉用具貸与	計 画 (人/年)	10,464	11,088	11,268
	実 績 (人/年)	10,117	10,593	10,413
	達成率 (%)	96.7	95.5	92.4
合 計	計 画 (人/年)	28,584	29,868	30,348
	実 績 (人/年)	29,351	29,954	30,227
	達成率 (%)	102.7	100.3	99.6

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
新舞鶴・三笠	三笑堂舞鶴支店	(株) 三笑堂
	イン・ザ・ルーム舞鶴店	(株) イン・ザ・ルーム
倉梯・倉二・与保呂	オリエンタル	オリエンタル (株)
城北	石坪舞鶴営業所	(株) 石坪

### 【対象用具】

用具の種類	
貸与	車いす・車いす付属品、特殊寝台・特殊寝台付属品、床ずれ防止用具 体位変換器、手すり（工事を伴わないこと）、スロープ（工事を伴わない こと）、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、 移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

#### 施策の方向

福祉用具の利用は、在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なものであり、安全で適正なサービスの利用ができるよう、医師やケアマネジャーとサービス提供事業所の連携を図ります。

適切な福祉用具の貸与を促進するためにも、ケアプラン点検等を通じて、ケアマネジャーなどの福祉用具に対する専門的知識の向上を図ります。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与 (人/年)	20,412	20,448	20,616
介護予防福祉用具貸与 (人/年)	10,680	10,680	10,824
合計 (人/年)	31,092	31,128	31,440

## ⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の支給

#### 現状

福祉用具は、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具であり、併せて介護者の負担の軽減を図るものです。

特定福祉用具には、衛生管理などの観点から、レンタルでの利用が難しい腰掛便座、入浴補助用具等があります。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定福祉用具購入	計 画 (人/年)	420	444	468
	実 績 (人/年)	334	320	341
	達成率 (%)	79.5	72.1	72.9
特定介護予防 福祉用具購入	計 画 (人/年)	228	240	252
	実 績 (人/年)	172	182	217
	達成率 (%)	75.4	75.8	86.1
合 計	計 画 (人/年)	648	684	720
	実 績 (人/年)	506	502	558
	達成率 (%)	78.1	73.4	77.5

### 【対象用具】

購 入	用 具 の 種 類
	腰掛便座（ポータブルトイレなど）、自動排泄処理装置の交換可能部品、移動用リフトのつり具部分、入浴補助用具（入浴いすなど）、簡易浴槽

#### 施策の方向

福祉用具の活用は、在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なものであり、適正なサービスの利用ができるよう、医師やケアマネジャーとサービス提供事業所の連携を図ります。

また、利用者の身体の状況に応じた適正な利用について、利用者やその家族に指導を行い、自立を支援します。

適切な福祉用具の購入を促進するためにも、ケアマネジャーなどの福祉用具に対する専門的知識の向上を図ります。

### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入	(人/年)	348	348	348
特定介護予防福祉用具購入	(人/年)	204	204	204
合 計	(人/年)	552	552	552

### 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な生活圏域内で提供されることが適当なサービスであり、これらのサービス事業者の指定及び指導・監督は、舞鶴市が行います。

また、利用者は基本的に舞鶴市の市民に限定されます。

#### 【第8期における地域密着型サービス施設の整備状況】

年度	圏域	種 類	事業所名	定員
令和 3年度	倉梯・ 倉二・ 与保呂	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	あんしんケアコールセンター きょうらく（サテライト）	-
	新舞鶴 ・三笠	地域密着型通所介護	デイサービス・コクア	15
	中舞鶴	認知症対応型通所介護	モンファミリー舞鶴デイサー ビスセンター	3
令和 4年度	城南	地域密着型介護老人福祉施設	ライフ・ステージ夢咲	29

#### 【第8期末の各圏域の介護サービス事業所数】

圏域		大浦・ 朝来・ 志楽	新舞鶴 ・三笠	倉梯・ 倉二・ 与保呂	中舞鶴	城北	城南	加佐	計
介護サ ービス 事業所	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			(サ)	1		サ		(サ) 1 サ2
	地域密着型通所介護	1	(1) 1	1		2	1	1	7
	認知症対応型通所介護			1	(1) 1	1			(1) 3
	認知症対応型共同生活 介護	1	1	1	1	2		1	7
	地域密着型介護老人 福祉施設	1	1				(1) 1	1	(1) 4
	地域密着型特定施設 入所者生活介護		1						1
	小規模多機能型居宅 介護	1	1	1	1	1	1		6

※令和6年3月末現在の箇所数。( )内数字及び(サ)は、第8期に整備完了した事業所数及びサテライト

### 【第9期における地域密着型サービス施設の整備】

年度	圏域	市内全域	
		種類	定員
令和6年度		—	—
令和7年度		—	—
令和8年度		看護小規模多機能型居宅介護施設	24

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、通い・泊まり・訪問介護・訪問看護を提供する看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備を促進します。

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 現状

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、1日に複数回の訪問介護と訪問看護を提供することにより、要介護者の在宅生活を24時間支えるサービスです。

現在、市内では1箇所の事業所が指定を受け、本体とサテライト事業所（2カ所）を拠点として、サービスの提供を行っています。

### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	計 画	(人/年)	1,212	1,224	1,224
	実 績	(人/年)	1,127	1,252	1,442
	達成率	(%)	93.0	102.3	117.8

### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
中舞鶴	あんしんケアコールセンターきょうらく	(医) 正峰会
倉梯・倉二・与保呂	サテライト (2カ所)	
城南		

#### 施策の方向

今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していくことが予想され、高齢者の日常生活全般を、毎日複数回の柔軟な訪問により支えるサービスの更なる普及が必要であることから、地域のニーズに対応した質の高いサービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	1,488	1,512	1,512

② 地域密着型通所介護

現状

地域密着型通所介護は、定員18人以下の小規模な通所介護施設に日帰りを通い、入浴や食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のための生活機能の訓練や口腔機能向上などを行い、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

現在、市内では7箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 通所介護	計 画 (回/年)	23,868	23,429	23,748
	実 績 (回/年)	22,811	20,948	19,313
	達成率 (%)	95.6	89.4	81.3

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人)
大浦・朝来・志楽	デイサービスセンターふれあい	(有) ふれあい	18
新舞鶴・三笠	デイサービス・コクア	(合) コクア	15
倉梯・倉二・与保呂	デイサービスさくらプラザ	(医) 弘愛会西村内科	18
城北	ハーモニーデイサービスセンター	(医) 外松医院	18
	デイサービス粋生倶楽部舞鶴	バルケアセンター(株)	15
城南	リハプライド西舞鶴	(株) ジオ	18
加佐	みじかなデイサービス田園	みじかな(有)	18

施策の方向

地域密着型通所介護は、通所介護サービスと併せて、現状のサービス提供基盤で供給量を確保できる見込みであり、地域との連携や運営の透明性の確保など、より一層の質の向上に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護 (回/年)	21,882	21,882	21,882

### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

#### 現状

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等が日帰りで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や支援、機能訓練を受けるサービスです。

現在、市内では3箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

#### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型 通所介護	計 画	(回/年)	6,941	7,174	7,174
	実 績	(回/年)	5,392	6,105	6,209
	達成率	(%)	77.7	85.1	86.5
介護予防 認知症対応型 通所介護	計 画	(回/年)	12	12	12
	実 績	(回/年)	0	10	0
	達成率	(%)	0	83.3	0
合 計	計 画	(回/年)	6,953	7,186	7,186
	実 績	(回/年)	5,392	6,115	6,209
	達成率	(%)	77.5	85.1	86.4

#### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
倉梯・倉二・与保呂	グループデイいろり	(福) 大樹会	12
中舞鶴	モンファミリーユ舞鶴	(医) 正峰会	3
城北	デイ・ホーム和夢	(福) 成光苑	12

#### 施策の方向

認知症の高齢者が更に増加すると予想されることから、需要は増加していくと思われませんが、同様の機能を備えた小規模多機能型居宅介護事業所も概ね日常生活圏域ごとに設置されており、利用者の状態に合わせた適正なサービス利用が行われるよう連携していきます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	(回/年)	6,487	6,487	6,584
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0
合 計	(回/年)	6,487	6,487	6,584

#### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

##### 現状

身近な生活圏域内で通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行い、在宅生活の継続を支援するサービスです。

現在、市内では6箇所の事業所が指定を受け、サービスの提供を行っています。

##### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
小規模多機能型 居宅介護	計 画	(人/年)	1,536	1,536	1,548
	実 績	(人/年)	1,420	1,407	1,448
	達成率	(%)	92.4	91.6	93.5
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	計 画	(人/年)	156	156	156
	実 績	(人/年)	141	131	171
	達成率	(%)	90.4	84.0	109.6
合 計	計 画	(人/年)	1,692	1,692	1,704
	実 績	(人/年)	1,561	1,538	1,619
	達成率	(%)	92.3	90.9	95.0

##### 【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員 (人/日)	
			通い	宿泊
大浦・朝来・志楽	ココ・ガーデン	(有) グっとサポート	15	7
新舞鶴・三笠	オンブラージュ矢之助	(福) 大樹会	12	6
倉梯・倉二・与保呂	やすらぎ苑 丸山の家	(福) 大樹会	12	4
中舞鶴	やすらぎ苑 余部の家	(福) 大樹会	15	6
城北	ふれあいホーム真愛	(福) 真愛の家	12	3
城南	やすらぎ苑 引土の家	(福) 大樹会	12	6

##### 施策の方向

認知症の高齢者が更に増加すると予想されることから、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備と併せ、質の高いサービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	1,452	1,452	1,464
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人/年)	156	156	156
合 計 (人/年)	1,608	1,608	1,620

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

施策の方向

在宅で生活する医療ニーズの高い要介護者に対応するため、主治医と密接に連携しながら、医療行為も含めた多様なサービスを24時間提供できる体制づくりを進め、需要に応じた質の高いサービス供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護 (人/年)	0	0	48

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

現状

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、身近な地域で、身体的に安定した状態にある認知症の高齢者が介護職員とともに少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の支援・機能訓練を受けることにより、認知症の予防や進行の防止に努めるサービスです。

現在、市内では7箇所の事業所が指定を受けてサービスの提供を行っています。

【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型 共同生活介護	計 画	(人/日)	81	81	81
	実 績	(人/日)	80	79	78
	達成率	(%)	98.8	97.5	96.3
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	計 画	(人/日)	0	0	0
	実 績	(人/日)	0	0	0
	達成率	(%)	0	0	0
合 計	計 画	(人/日)	81	81	81
	実 績	(人/日)	80	79	78
	達成率	(%)	98.8	97.5	96.3

【供給体制(事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	やすらぎ苑しょうちゃんの家	(福) 大樹会	9
新舞鶴・三笠	グループホームさくらプラザ	(医) 弘愛会西村内科	9
倉梯・倉二・与保呂	グループホームさくらプラザ倉梯	(医) 弘愛会西村内科	9
中舞鶴	モンファミリーユ舞鶴	(医) 正峰会	18
城北	真愛の家 恵の里	(福) 真愛の家	9
	ハーモニーグループホーム	(医) 外松医院	9
加佐	グループ・ホーム舞夢	(福) 成光苑	18

施策の方向

今後も、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して共同生活が送れるよう、認知症高齢者に対応したサービスの確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 (人/日)	81	81	81
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人/日)	0	0	0
合計 (人/日)	81	81	81

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する 29 人以下の小規模な特定施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内では1箇所の事業所が指定を受けてサービスの提供を行っています。

【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	計 画 (人/日)	29	29	29
	実 績 (人/日)	29	26	23
	達成率 (%)	100.0	89.7	79.3

【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29

### 施策の方向

在宅生活が困難な市内の要介護者が、住み慣れた地域の少人数の特定施設内で安心して過ごせるようサービス提供に努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/日）	29	29	29

#### ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内では4箇所(116人)の事業所が指定を受けています。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計 画 (人/日)	116	116	116
	実 績 (人/日)	84	104	107
	達成率 (%)	72.4	89.7	92.2

#### 【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	やすらぎの郷	(福) 大樹会	29
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29
加佐	ライフ・ステージ 舞夢	(福) 成光苑	29
城南	ライフ・ステージ 夢咲	(福) 成光苑	29

### 施策の方向

今後、入所を希望する高齢者が増加することが予想されることから、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう供給量の確保に努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（人/日）	116	116	116

## その他サービス

### ① 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

#### 現状

住宅改修は、要介護者等が自宅で安全・快適な生活ができるように、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修を行う場合に、対象工事についての費用の一部を支給します。

住宅改修にあたっては利用者の身体状況に合わせた、より適切で効果的な工事を対象とします。

#### 【事業実績】

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅改修	計 画	(人/年)	312	312	324
	実 績	(人/年)	197	195	259
	達成率	(%)	63.1	62.5	79.9
介護予防 住宅改修	計 画	(人/年)	300	312	324
	実 績	(人/年)	190	206	264
	達成率	(%)	63.3	66.0	81.5
合 計	計 画	(人/年)	612	624	648
	実 績	(人/年)	387	401	523
	達成率	(%)	63.2	64.3	80.7

#### 【対象工事】

手すりの取り付け  
段差の解消  
滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更  
引戸などへの扉の取り替え  
洋式便器などへの便器取り替え  
上記の改修に付帯して必要となる工事

#### 施策の方向

住宅改修は、在宅生活における利用者本人の自立支援及び介護者負担の軽減を図るために重要なサービスであり、利用の促進と適正な助成を行います。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	(人/年)	264	264	264
介護予防住宅改修	(人/年)	252	252	252
合 計	(人/年)	516	516	516

## ② 居宅介護支援・介護予防支援

### 現状

居宅介護支援は、居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、自宅で介護を必要とする人の心身の状況や意向等を踏まえて、ケアプランを作成するサービスで、サービス事業所との連絡調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントも行います。

市内には、26 箇所の居宅介護支援事業所が指定を受け、ケアマネジメントを実施しています。

また、介護予防支援は、在宅の要支援者が居宅サービス等を利用する際に、地域包括支援センターの職員等がケアマネジメントを行うサービスです。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護支援	計 画 (件/年)	24,516	24,672	24,828
	実 績 (件/年)	24,570	24,490	25,009
	達成率 (%)	100.2	99.3	100.7
介護予防支援	計 画 (件/年)	11,844	12,516	12,984
	実 績 (件/年)	11,299	11,614	11,533
	達成率 (%)	95.4	92.8	88.8
合 計	計 画 (件/年)	36,360	37,188	37,812
	実 績 (件/年)	35,869	36,104	36,542
	達成率 (%)	98.6	97.1	96.6

### 【供給体制(居宅介護支援事業所一覧)】

所在圏域	事業所名	運営主体
大浦・朝来・志楽	エスペラルケアプランセンター東舞鶴	(医) 医誠会
	在宅介護支援センター やすらぎ	(福) 大樹会
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	(株) メタルエッグ
	ケアプランセンターそう	(合) 想
新舞鶴・三笠	岸本病院居宅介護支援センター	(医) 岸本病院
	さくらプラザ介護支援センター	(医) 弘愛会 西村内科
	在宅介護支援センター グリーンプラザ博愛	(福) 博愛福祉会
	ピア・サポート居宅介護支援事業所	(有) ピア・サポート
	介護相談室つなぐ	(合) つなぐ

倉梯・ 倉二・ 与保呂	オリエンタル	オリエンタル (株)
	居宅介護支援事業所ひまわり	(有) ひまわり
	居宅介護支援事業所フクロウ	(同) フクロウ
	小春日和居宅介護支援事業所	(資) 小春日和
中舞鶴	アザレア舞鶴居宅介護支援事業所	(医) 正峰会
	ほーむけあセンター和心	(同) ほーむけあセンター和心
城北	在宅介護支援センター 安寿	(福) 安寿会
	在宅介護支援センター 真愛の家	(福) 真愛の家
	外松医院居宅介護支援事業所	(医) 外松医院
	ニチイケアセンター舞鶴	(株) ニチイ学館
	まいづる協立診療所	(公社) 京都保健会
	居宅介護支援事業所みなど	(株) みなど
城南	荒木クリニック居宅介護支援センター	(医) 荒木クリニック
	小谷整形外科医院	(医) 晴友会
	ケアプランセンターこころ	(有) こころ
加佐	ケア・オフィス 舞夢	(福) 成光苑
	ケアプランセンター田園	みじかな (有)

### 施策の方向

要介護者等への適切なケアマネジメントに対応するため、ケアマネジャーの確保に努めるとともに、資質向上のための各種研修事業の実施に取り組みます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援 (件/年)	25,668	26,052	26,004
介護予防支援 (件/年)	11,880	12,036	12,156
合計 (件/年)	37,548	38,088	38,160

## 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### 現状

自宅において日常生活が困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排泄、食事等の世話や生活機能の訓練などのサービスを提供します。

現在、市内には5施設（370床）が整備され、地域密着型（小規模特養）を含めると、9施設（486床）が整備されています。

平成27年4月から、介護老人福祉施設は在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化したことに伴い、新規入所者は原則、要介護3以上に限定されています。

ただし、要介護1・2でも、やむを得ない事情で、在宅で日常生活を営むことが困難な場合には、特例的な入所が認められています。

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	計 画 (人/日)	450	450	480
	実 績 (人/日)	395	385	379
	達成率 (%)	87.8	85.6	79.0

#### 【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	施設名	運営主体	定員(人)
新舞鶴 ・三笠	やすらぎ苑	(福)大樹会	80
	グリーンプラザ博愛苑	(福)博愛福祉会	50
城北	安寿苑	(福)安寿会	50
	真愛の家寿荘	(福)真愛の家	110
城南	グレイスヴィルまいづる	(福)グレイスまいづる	80
合 計			370

【事業実績】(再掲)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	計 画	(人/日)	450	450	480
	実 績	(人/日)	395	385	379
	達成率	(%)	87.8	85.6	79.0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	計 画	(人/日)	116	116	116
	実 績	(人/日)	84	104	107
	達成率	(%)	72.4	89.7	92.2
合 計	計 画	(人/日)	566	566	596
	実 績	(人/日)	479	489	486
	達成率	(%)	84.6	86.4	81.5

【供給体制(市内施設一覧)】(再掲)

所在圏域	施 設 名	運営主体	定員 (人)
新舞鶴・三笠	やすらぎ苑	(福) 大樹会	80
	グリーンプラザ博愛苑	(福) 博愛福祉会	50
城 北	安寿苑	(福) 安寿会	50
	真愛の家寿荘	(福) 真愛の家	110
城 南	グレイスヴィルまいづる	(福) グレイスまいづる	80
介護老人福祉施設 計			370
大浦・朝来・志楽	やすらぎの郷	(福) 大樹会	29
新舞鶴・三笠	グリーンパーク愛宕	(福) 博愛福祉会	29
加 佐	ライフ・ステージ舞夢	(福) 成光苑	29
城 南	ライフ・ステージ夢咲	(福) 成光苑	29
地域密着型介護老人福祉施設 計			116
合 計			486

施策の方向

在宅支援のためのサービスの充実に努めるとともに、在宅生活が困難で入所を必要とする要介護者に対して供給量の確保に努めます。

【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (人/日)	420	420	450

## ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

### 現状

介護老人保健施設は、病状が安定しており、入院の必要はないものの自宅での生活が困難な要介護者が入所する施設で、リハビリや看護・介護を中心としたサービスを提供します。

本来、短期間での入所により在宅復帰に向けてのサービスを提供する施設ですが、単身や夫婦のみの高齢者世帯で在宅生活が困難な高齢者や家族の状況で平均入所日数が延びる傾向にあります。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人保健 施設	計 画 (人/日)	430	430	430
	実 績 (人/日)	373	376	366
	達成率 (%)	86.7	87.4	85.1

### 【供給体制(市内施設一覧)】

所在圏域	施設名	運営主体	定員(人)
大浦・朝来・志楽	エスペラル東舞鶴	(医) 医誠会	150
中舞鶴	アザレア舞鶴	(医) 正峰会	150
城南	すこやか森	国家公務員共済組合連合会	100
合 計			400

### 施策の方向

リハビリや看護・介護を中心としたサービスを提供して、在宅復帰や在宅での介護を支援するよう、供給量の確保に努めます。

併せて、施設入所者が早期に在宅復帰できるよう在宅サービスの充実に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設(人/日)	420	420	420

## (2) 介護サービス事業者の指導・育成の推進

### ① 介護職員、ケアマネジャー等資質向上事業

#### 現状

介護サービス利用者が安心して適切なサービスを利用できるよう、各施設・事業所の介護サービス従事者やケアマネジャー等の資質向上研修を実施しています。

特に、ケアマネジャーは介護サービス利用の相談窓口として重要な役割を担っており、介護サービスの利用者に適切なマネジメントを行うためには、ケアマネジャーの実践力や資質の向上を図ることが何よりも重要であることから、保健・医療・福祉の専門家による研修会等を開催しています。

今後、身体機能や認知機能、介護する家族の状況、地域の状況等、多様な課題を抱えている高齢者の増加に対し、安心して生活が継続できるよう、関係機関と連携したより質の高い援助が求められています。

#### 【事業実績】

項 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	142	3	106	3	120

#### 施策の方向

介護サービス事業者が、今後も質の高いサービスを提供できるよう、介護支援専門員会やグループホーム連絡会など事業者連絡会等と連携して研修を実施し、地域全体のケア能力の向上に取り組みます。

また、ケアマネジャーが抱えている課題を把握し、地域ケア会議と連携しながら、必要な知識や技術等実践力の向上を目的とした研修会や情報提供を行い、インフォーマルサービス（公的制度に基づかない福祉的なサービス）も含めた保健・医療・福祉等関係機関との連携体制の構築支援に取り組みます。

#### 【令和8年度までの見込量】

項 目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数
ケアマネジャー等研修会	3	125	3	130	3	135

## ② 介護サービス事業者の指導・監査

### 現状

介護サービス利用者のより良いケアの実現や保険給付の適正化が図れるよう、地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指導・監督を実施しています。

令和元年に国において「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示されたところであり、今後は同指針を踏まえて指導・監督を行う必要があります。

### 【事業実績】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	95	1	102	1	101
個別指導	13	13	15	15	15	15

※集団指導については、新型コロナウイルス感染症対策のため、指導に関する資料を各事業所にメール配信やホームページで周知することで、指導を行った扱いとしている。

### 施策の方向

今後とも京都府と連携し、国による「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を踏まえた適切な指導と適正な監査に取り組みます。

### 【令和8年度までの見込量】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数	実施回数	事業所数
集団指導	1	101	1	101	1	102
個別指導	20	20	20	20	20	20

## (3) 介護サービスが利用しやすい仕組みづくり

### ① 介護サービス事業者等の情報提供の充実

#### 現状

介護保険制度によるサービス内容やサービス提供事業者の情報等を広く周知することを目的に「高齢者の保健・福祉サービス 利用のてびき」を作成し、窓口での配布や介護・医療関係機関への配布、ホームページへの掲載を行っています。

また、地域包括支援センターにおいても、介護サービスの利用や日常生活における不安などの相談を気軽に行うことができるような体制となっています。

しかし、介護に関する制度は年々多様化・複雑化しており、利用者にとって適切なサービスの選択ができるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

### 施策の方向

介護サービス利用者が、適切なサービスを選択することができるよう、地域包括支援センターと連携を密にするとともに、「高齢者の保健・福祉サービス 利用のてびき」やパンフレット類などで、よりわかりやすい情報提供に取り組んでいきます。

## ② 介護サービス相談員訪問事業

### 現状

介護サービス利用者の不安・不満・疑問などを、利用者の立場からきめ細かに捉え、サービス事業者へ橋渡しすることにより、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、平成12年度から実施しています。

介護サービス相談員は、サービス事業所に月1～2回程度訪問して利用者の声をお聞きするとともに必要に応じて事業所へお伝えするほか、随時、事業所職員と意見交換を行っています。

なお、令和2年度から4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため活動することができませんでしたが、令和5年度から活動を再開しています。

### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談員数 (人)		14	14	14
年間延訪問回数 (回)				175
年間延相談件数 (件)				700
訪問先事業所数	通所介護 (箇所)	新型コロナウイルス感染症対策のため、活動を休止。	新型コロナウイルス感染症対策のため、活動を休止。	2
	通所リハビリテーション (箇所)			2
	短期入所 (箇所)			2
	地域密着型通所介護 (箇所)			1
	認知症対応型通所介護 (箇所)			1
	小規模多機能型居宅介護 (箇所)			2
	地域密着型介護老人福祉施設 (箇所)			1

### 施策の方向

今後は、より多くのサービス事業所へ訪問できるよう、新規の介護サービス相談員を養成し、訪問体制を整えるとともに、現任の介護サービス相談員の資質の向上に

取り組み、より効果的な介護サービス相談員事業を展開し、利用者の声を聞くことで、介護サービスの質の向上に努めます。

また、訪問活動にあたっては、感染症対策に細心の注意を払います。

### ③ 介護給付適正化事業

#### 現状

今後、介護サービスの利用者が増加し、介護給付費の増加が見込まれる中で、介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとするために、介護を必要とする人を適切に認定し、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

本市では、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」に基づき、認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施しています。

#### 【主な取組内容】

事業の項目	内 容
認定調査状況チェック	適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、居宅介護支援事業所等に委託している、要介護認定の区分変更申請や更新申請の認定調査内容について、点検・確認する。
ケアプランの点検	利用者が真に必要とするサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所に提出を求め、点検・指導する。
住宅改修の点検	利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の申請に係る工事前・竣工後の現地確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検を実施する。
福祉用具購入・貸与調査	不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るため、福祉用具利用者等の調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検する。
医療情報との突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療と介護の重複請求を排除するため、医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検する。</li> <li>・請求内容の適正化を図るため、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供サービスの整合性、算定回数や日数等を点検する。</li> </ul>

#### 【事業実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアプラン の点検 実施件数	計 画 (件)	150	150	150
	実 績 (件)	48	60	60
	達成率 (%)	32.0	40.0	40.0

### 施策の方向

これまでの取組を継続し、点検体制を充実させ、利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるよう保険給付の適正化に取り組んでいきます。

特に、ケアプランの点検については、適正化システムにより問題の可能性があるプランを抽出して、介護支援専門員の資格を持つ専門職員が、書面での点検に加え、場合によっては事業所への訪問による点検等を組み合わせるなど、より効果的な点検を実施します。

#### 【令和 8 年度までの見込量】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ケアプランの点検実施件数 (件)	60	60	60

#### ④ 多職種によるケアプラン検証

##### 現状

平成 30 年 10 月から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、居宅介護サービス計画（ケアプラン）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護における生活援助中心型サービスを位置づける場合に、市町村への届出が義務付けられ、多職種によるケアプランの検証を行うことになりました。

本市においても、理学療法士や保健師等の多職種による自立に向けたケアプランに係る議論を行い、必要に応じて、担当ケアマネジャーに内容の再検討を促しています。

#### 【事業実績】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
多職種による検証件数 (件)	5	5	3

### 施策の方向

引き続き、多職種によるケアプラン検証を行い、利用者の自立支援にとってより良いサービスとなるよう努めます。

#### 【令和 5 年度までの見込量】

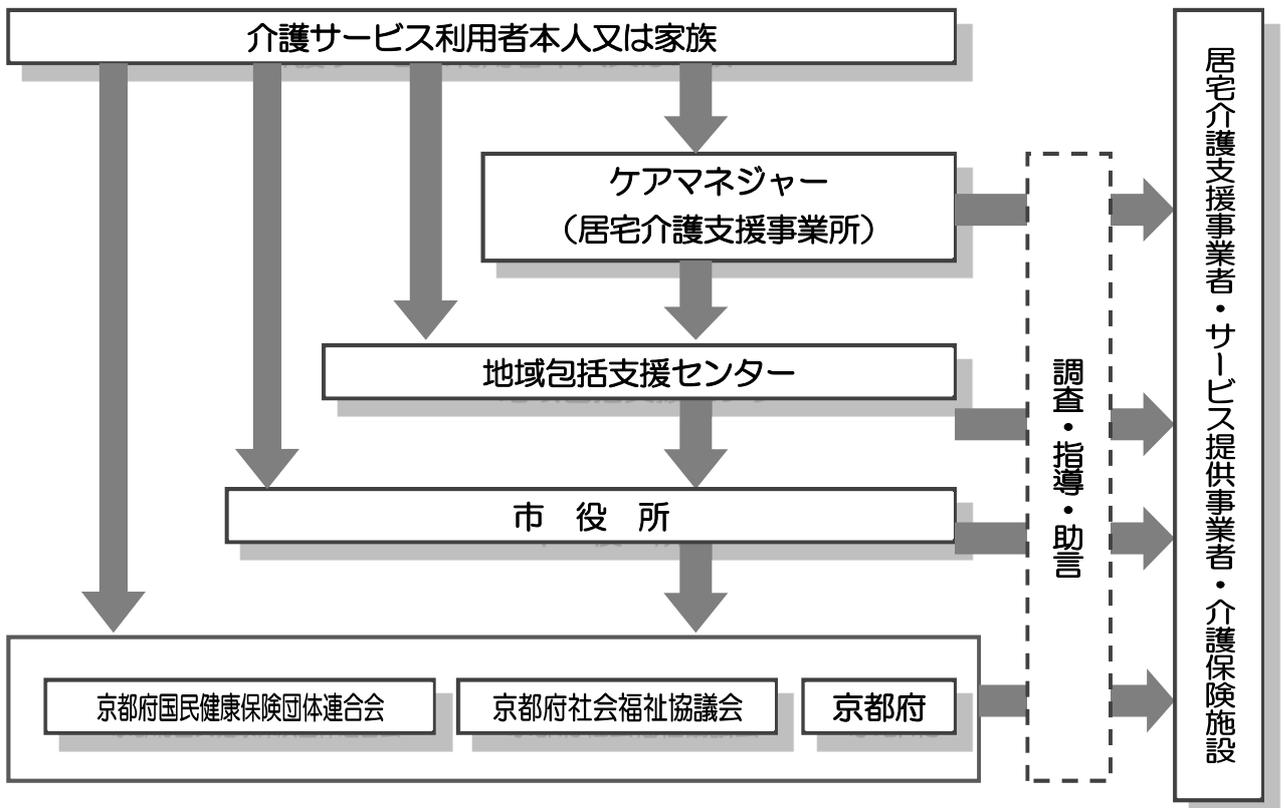
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
多職種による検証件数 (件)	5	5	5

## ⑤ 介護サービス相談・苦情対応

### 現状

介護サービスにおける相談等については、地域包括支援センターをはじめ、サービス提供事業者、居宅介護支援事業者、市役所、京都府、京都府社会福祉協議会、京都府国民健康保険団体連合会など、それぞれの役割に応じて相談・苦情受付窓口が設けられており、それぞれが連携し重層的に対処する体制が構築されています。不満や苦情があっても実際に申し出ることにはなかなか難しいため、気軽に相談や苦情を申し出ることができるような仕組みが望まれます。

### 【相談・苦情対応体制】



### 施策の方向

それぞれの相談窓口を広く周知するとともに、利用者の声を拾い上げ、十分な連携を図りながら適切な対応ができるよう体制づくりに努めます。

## (4) 家族介護等への支援

### ① 相談支援体制の充実・認知症介護家族のつどい

#### 現状

認知症高齢者が在宅で生活を継続するには、介護サービス利用による本人・家族への支援のみならず、介護者の身体的・精神的負担の軽減が不可欠です。

このため、本市では、認知症高齢者を介護する家族の相談やストレス解消の場として「認知症介護家族のつどい」を開催し、介護に直面している家族同士でしかわからない悩みや思いを共有し、介護負担の軽減を図っています。

また、近年、育児と介護、配偶者と親など複数の介護を担うダブルケアを余儀なくされる家族も少なくないため、アルツハイマー月間等でダブルケアの啓発を実施しています。

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催回数 (回)	14	12	12
実人数 (人)	27	26	23
参加者数 (人)	53	62	60

#### 施策の方向

引き続き、介護者同士が気軽に集まれる場の提供を行っていきます。また、ダブルケアラーやヤングケアラーを支援するため、子育て支援機関や労働部門と連携し、地域包括支援センターの相談窓口の周知を行うなど、相談体制の充実に努めます。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数 (回)	12	12	12
実人数 (人)	30	35	40
参加者数 (人)	60	65	70

### ② 介護用品支給事業

#### 現状

在宅で要介護者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品が購入できるチケットを年2回支給しています。

**【事業実績】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
チケット支給冊数 (冊)	293	298	280
支給実人数 (人)	193	200	190

**施策の方向**

介護者の経済的負担を軽減できるよう、引き続き介護用品の支給を行い、在宅で介護されている家族を支援します。

**【令和8年度までの利用見込量】**

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チケット支給冊数 (冊)	300	300	300
支給実人数 (人)	200	200	200

## 6. 介護サービスを担う人材の確保・生産性の向上

### (1) 介護福祉専門学校による介護人材確保

#### ① 学校・事業所等との連携

**現状**

高齢化の進展により、介護サービスを利用される高齢者は増加しており、全国的にも、団塊の世代が75歳に到達する令和7(2025)年には、在宅サービスを現在より充実することなどで、介護人材が250万人程度必要と推計されています。

本市においても、特に入所施設を開設している社会福祉法人等は、人材不足が常態化しており介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

そのような中、平成27年度に介護福祉専門学校を誘致し、介護人材の養成を進めています。

**【事業実績】**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内介護福祉専門学校入学者 (人)	14	15	18

### 施策の方向

京都府、福知山市、宮津市と連携し、介護福祉人材を地元である京都北部地域で養成し、質の高い介護サービスを提供できる仕組みを構築する「京都北部福祉人材養成システム」の取組を推進します。

市内介護福祉専門学校に多くの生徒が入学し、市内の介護事業所への就職につながるよう、近隣所在の高等学校の進路指導関係者と緊密に連携していきます。

不足する介護人材の確保については日本人のみならず外国人もその担い手と捉え、外国人留学生を対象とした生活費支援制度による学生の確保に取り組みます。

介護福祉専門学校と市内介護事業所の介護職員との交流を深めることや、市内介護老人福祉施設等を実習場所に提供するなどにより、卒業後の就職につながるよう連携を支援します。

#### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内介護福祉専門学校入学者 (人)	24	25	25

※ 定員 1学年40名

## (2) 働きやすい環境整備による介護人材確保

### ① 介護福祉士育成修学資金貸与

#### 現状

介護事業所に勤務する人材の確保及び育成に資するため、介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者に対し養成施設等の修学に要する資金を貸与しています。(資格取得後、市内介護事業所に3年間勤務した場合は返還免除)

#### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
貸与実人数 (人)	10	19	20
うち市外貸与人数 (人)	1	6	8

### 施策の方向

修学資金貸与制度が有効に活用され、多くの人材が市内介護事業所において確保できるよう、市内介護福祉専門学校と一層連携し、近隣市町所在の高等学校等への働き掛けを強化するとともに、京都府福祉人材・研修センターと連携し事業の周知に努めます。

## 【令和 8 年度までの利用見込量】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
貸与実人数 (人)	30	30	30
うち市外貸与人数 (人)	5	5	5

## ② 働きやすい職場環境の整備促進

### 施策の方向

介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、人材不足の時代に即した介護現場の革新及び生産性の向上を図り、本来業務に注力できる環境づくりが重要です。

介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的に業務に就くことができるよう、京都府等と連携し、介護ロボットや見守りセンサーなど I C T 機器の活用を促進します。

さらに、ケアプランデータ連携システムや電子申請・届出システムなどの導入を促進し、事業所間の事務連携の効率化や、介護現場の事務負担軽減を図ります。

## ③ 介護職場の魅力発信

### 施策の方向

体験型のイベント開催を通じて、幅広い世代に福祉に関する仕事に興味を持ってもらい、介護に携わる仕事のやりがいや魅力を発信することにより、担い手のすそ野を広げ、多様な人材確保に取り組みます。

## (3) 介護人材の資質向上

### ① 介護人材研修等の仕組みづくり

#### 現状

介護職員等が不足する中、ますます人材確保が厳しくなっています。そのため、市内事業所からは、「日常業務に追われ、人材育成に取り組む時間の確保が難しい」、「京都府北部でも研修を開催してほしい」、「部下を育てることのできる管理者やリーダーの数が少ない」などの声が上がっており、本市としても早急な対応が求められています。

昨今は、コロナ禍を契機として、研修のオンライン化が進み、京都府北部でも研修を受ける機会が確保されるようになってきています。

### 施策の方向

介護職員等のスキルアップを図る上で、研修機会の提供や研修内容の充実は重要です。

今後は、オンライン研修等を積極的に活用するなど、ニーズに応じた多くの研修機会が得られるよう、京都府や関係機関に働きかけてまいります。

## ② 介護福祉士資格取得講習等受講料助成金・介護職員初任者研修受講料助成金

### 現状

介護サービス従事者が、自己研鑽することにより介護サービスの質が更に向上し、またキャリアアップにより処遇改善や離職防止につながるよう介護福祉士になるための資格取得講習や介護職員初任者研修の受講料の助成を行っています。

### 【事業実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護福祉士資格取得講習等受講料助成(人)	21	10	10
介護職員初任者研修受講料助成(人)	12	15	10

### 施策の方向

より多くの人が制度を活用できるよう、制度の周知に努めます。

### 【令和8年度までの利用見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護福祉士資格取得講習等受講料助成(人)	40	40	40
介護職員初任者研修受講料助成(人)	20	20	20

## 7. 介護事業所等における災害及び感染症対策

### (1) 業務継続に向けた取組支援

#### ① 業務継続に向けた取組支援

## 現状

近年、全国的に自然災害による大きな被害が増えています。台風や地震、大雨などの自然災害は、電気や水道などのライフラインを断絶したり、施設の建物を倒壊させるなど、介護サービスの提供に大きな影響を及ぼします。

また、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は感染力が高く、高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化する特性をもつため、介護従事者が不足し、介護サービスの提供が困難になる状況が見られました。

## 施策の方向

介護サービスは、要介護者や家族等の生活を支える上で欠かせないものです。介護サービス事業所においては、自然災害や感染症等による緊急事態に備えるため、利用者に必要なサービスを継続していくための業務継続計画（BCP）を策定し、研修や訓練（シミュレーション）の実施等が行われています。

市としましても、関係機関と連携して情報共有することにより、介護サービス事業所等の業務継続に向けた取り組みを支援していきます。

## 第3章 介護保険事業量の見込み

### 1. 介護給付費等の見込み

#### (1) 計画期間の各年度における高齢者等の状況

##### ① 人口推計

本市の今後3年間の人口推計を行うと下表のとおりになり、総人口は毎年減少傾向で、令和8(2026)年には74,970人になると予想されます。

65歳以上の高齢者数についても微減の傾向にありますが、高齢化率は年々上昇し、令和8(2026)年には32.7%になると推計しています。

	令和6年	令和7年	令和8年
総人口 (人)	76,764	75,871	74,970
40歳以上の人口 (人)	49,696	49,274	48,819
構成比 (%)	64.7	64.9	65.1
65歳以上の人口 (人)	24,858	24,640	24,510
構成比 (%)	32.4	32.5	32.7
65歳～74歳人口 (人)	9,995	9,434	9,299
構成比 (%)	13.0	12.4	12.4
75歳以上人口 (人)	9,504	9,775	9,681
75歳～84歳人口 (人)			
構成比 (%)	12.4	12.9	12.9
85歳以上人口 (人)	5,359	5,431	5,530
構成比 (%)	7.0	7.2	7.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」  
(厚生労働省補正值)

##### ② 要介護・要支援認定者推計人数

要介護認定者の状況（実績）や人口推計を基に、令和22(2040)年までの推計を行うと次のとおりで、緩やかな伸びを見込んでいます。

##### ■要介護等認定者推計人数

	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1 (人)	785	802	811	771
要支援2 (人)	917	939	951	947
要介護1 (人)	949	952	954	967
要介護2 (人)	1,079	1,097	1,111	1,207
要介護3 (人)	679	685	691	753
要介護4 (人)	552	557	559	606
要介護5 (人)	415	423	427	477
合計 (人)	5,376	5,455	5,504	5,728

## (2) 介護サービス等の量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護 (回/年)	153,768	154,535	155,302
	訪問入浴介護	5,713	5,912	5,713
	介護給付 (回/年)	5,682	5,881	5,682
	予防給付 (回/年)	31	31	31
	訪問看護	40,209	40,412	40,805
	介護給付 (回/年)	34,805	35,008	35,401
	予防給付 (回/年)	5,404	5,404	5,404
	訪問リハビリテーション	17,371	17,371	17,371
	介護給付 (回/年)	14,107	14,107	14,107
	予防給付 (回/年)	3,264	3,264	3,264
	居宅療養管理指導	4,152	4,212	4,200
	介護給付 (人/年)	3,876	3,936	3,924
	予防給付 (人/年)	276	276	276
	通所介護 (回/年)	81,876	82,356	82,836
	通所リハビリテーション			
	介護給付 (回/年)	44,467	44,984	45,247
	予防給付 (人/年)	2,112	2,112	2,112
	短期入所生活介護	19,384	19,384	19,384
	介護給付 (日/年)	19,218	19,218	19,218
	予防給付 (日/年)	166	166	166
	短期入所療養介護	6,869	6,869	6,869
	介護給付 (日/年)	6,816	6,816	6,816
	予防給付 (日/年)	53	53	53
特定施設入居者生活介護	114	114	114	
介護給付 (人/日)	99	99	99	
予防給付 (人/日)	15	15	15	

(表 続き)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人/年)	1,488	1,512	1,512
	地域密着型通所介護(回/年)	21,882	21,882	21,882
	認知症対応型通所介護	6,487	6,487	6,584
	介護給付(回/年)	6,487	6,487	6,584
	予防給付(回/年)	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1,608	1,608	1,620
	介護給付(人/年)	1,452	1,452	1,464
	予防給付(人/年)	156	156	156
	看護小規模多機能型居宅介護(人/年)	0	0	48
	認知症対応型共同生活介護	81	81	81
	介護給付(人/日)	81	81	81
	予防給付(人/日)	0	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護(人/日)	29	29	29
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人/日)	116	116	116
居宅介護(介護予防)支援	37,548	38,088	38,160	
介護給付(件/年)	25,668	26,052	26,004	
予防給付(件/年)	11,880	12,036	12,156	
施設サービス	介護老人福祉施設(人/日)	420	420	450
	介護老人保健施設(人/日)	420	420	420
	合計(人/日)	840	840	870

### (3) 地域密着型サービスの整備計画

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活圏域ごとの整備状況やその地域の特性等を踏まえ、本計画においては、下記のとおり地域密着型サービスの整備を進めます。

#### ■看護小規模多機能型居宅介護

圏域	整備年度	整備数	定員(人)
市内全域	令和8年度	1	24

(4) 標準給付費\*・地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの総給付費	居宅サービス	訪問介護	447,866	450,626	452,819
		訪問入浴介護	70,453	73,022	70,542
		訪問看護	221,782	223,422	226,000
		訪問リハビリテーション	36,167	36,213	36,213
		居宅療養管理指導	29,151	29,606	29,553
		通所介護	649,412	653,922	657,610
		通所リハビリテーション	394,915	400,326	402,050
		短期入所生活介護	175,822	176,044	176,044
		短期入所療養介護	80,367	80,469	80,469
		特定施設入居者生活介護	223,906	224,190	224,190
		福祉用具貸与	327,069	328,171	330,310
		特定福祉用具購入	9,330	9,330	9,330
		合計(A)	2,666,240	2,685,341	2,695,130
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	254,740	260,275
	地域密着型通所介護		182,048	182,279	182,279
	認知症対応型通所介護		73,495	73,588	74,628
	小規模多機能型居宅介護		293,402	293,774	296,167
	看護小規模多機能型居宅介護		0	0	7,214
	認知症対応型共同生活介護		261,146	261,476	261,476
	地域密着型特定施設入居者生活介護		66,534	66,618	66,618
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		429,287	429,830	429,830
	合計(B)	1,560,652	1,567,840	1,577,333	
	その他	住宅改修費	16,458	16,458	16,458
		居宅介護支援	389,348	396,086	394,673
		合計(C)	405,806	412,544	411,131
	施設サービス	介護老人福祉施設	1,420,135	1,421,932	1,528,482
		介護老人保健施設	1,477,862	1,479,733	1,479,733
		合計(D)	2,897,997	2,901,665	3,008,215
	介護給付費計 (E = A + B + C + D)		7,530,695	7,567,390	7,691,809

\*標準給付費は、利用者負担分を除いた介護保険から給付される費用です。

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの総給付費	居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	260	261	261
		介護予防訪問看護	29,765	29,802	29,802
		介護予防訪問リハビリテーション	8,489	8,500	8,500
		介護予防居宅療養管理指導	2,423	2,426	2,426
		介護予防通所リハビリテーション	72,956	73,048	73,048
		介護予防短期入所生活介護	1,317	1,319	1,319
		介護予防短期入所療養介護	493	494	494
		介護予防特定施設入居者生活介護	14,733	14,752	14,752
		介護予防福祉用具貸与	86,335	86,335	87,533
		介護予防特定福祉用具購入	4,866	4,866	4,866
		合 計 (F)	221,637	221,803	223,001
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
		介護予防小規模多機能型居宅介護	12,160	12,175	12,175
		介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合 計 (G)	12,160	12,175	12,175		
その他	住 宅 改 修 費	21,288	21,288	21,288	
	介 護 予 防 支 援	54,419	55,205	55,756	
	合 計 (H)	75,707	76,493	77,044	
予防給付費計 (I = F + G + H)		309,504	310,471	312,220	
特定入所者介護サービス費等給付額 (J)		182,541	182,772	182,772	
高額介護サービス費 (K)		203,161	203,455	203,464	
審査支払手数料 (L)		8,404	8,404	8,404	
高額合算介護サービス費 (M)		23,855	24,355	24,905	
標準給付費計 (N = E + I + J + K + L + M)		8,258,160	8,296,847	8,423,574	
地域支援事業費 (O)		478,881	479,881	480,881	
標準給付費等見込額 (P = N + O)		8,737,041	8,776,728	8,904,455	

※標準給付費は、利用者負担分を除いた介護保険から給付される費用です。

## (5) 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）に負担していただく費用は、前計画に引き続き介護サービスに係る給付費等の「23%」となっています。

第9期（令和6～8年度 3か年）の標準介護給付費等の総額のうち、第1号被保険者負担相当額をもとに、1人1か月あたりの負担額を算出したものが第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）となります。

### (第8期からの変更点等)

- 舞鶴市介護給付費準備基金（剰余金）の取崩しによる保険料の上昇抑制  
取崩額・・・600,000千円

### 【介護保険料の基準額（月額）】

標準給付費等見込額（年額）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		8,737,041千円	8,776,728千円
保険料Ⅰ※（月額）	6,724円		
保険料Ⅱ※（月額）	5,981円		

※保険料Ⅰは、標準給付費等見込額等のうち、第1号被保険者の負担分から、1人あたりの保険料を算出しています。

※保険料Ⅱは、保険料Ⅰで算出した第1号被保険者の負担分から介護給付費準備基金取崩額（600,000千円）を控除した額を基に、1人あたりの保険料を算出しています。

※保険料Ⅰ・Ⅱのいずれも、保険料段階を15段階に設定して算出したもので、第1号被保険者の保険料基準額（第5段階）の月額を示しています。

※保険料Ⅱが、実際に第1号被保険者に負担していただく第9期保険料の基準額（月額）です。

### <参考>保険料基準額（月額）

第1期（平成12年度～14年度）	2,635円		
第2期（平成15年度～17年度）	2,992円（+13.5%）	※基金取崩額	180,000,000円
第3期（平成18年度～20年度）	4,093円（+36.8%）	※	100,000,000円
第4期（平成21年度～23年度）	4,125円（+0.8%）	※	470,000,000円
		※国特例交付金	47,734,000円
第5期（平成24年度～26年度）	5,293円（+28.3%）	※基金取崩額	270,000,000円
		※財政安定化基金	40,600,000円
第6期（平成27年度～29年度）	5,293円	※基金取崩額	580,000,000円
第7期（平成30年度～令和2年度）	5,488円（+3.7%）	※基金取崩額	640,000,000円
第8期（令和3年度～5年度）	5,986円（+9.1%）	※基金取崩額	540,000,000円
第9期（令和6年度～8年度）	5,981円（△0.1%）	※基金取崩額	600,000,000円

## (6) 介護保険料・利用料の低所得者対策

### (介護保険料)

- 被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな所得段階設定(「11段階」⇒「15段階」)
- 公費投入による軽減強化(第1段階「0.37」⇒「0.20」、第2段階「0.55」⇒「0.35」、第3段階「0.605」⇒「0.60」)

#### 【所得段階別 介護保険料(年額)】

第8期保険料			第9期保険料						所得段階の基準	
令和3~5年度(11段階)			令和6~8年度(15段階)			被保険者数の推計(人)				
段階	保険料(年額)	基準額に対する負担率	段階	保険料(年額)	基準額に対する負担率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第8期	第9期
第1段階	32,330 軽減後 (17,960)	0.45 軽減後 (0.25)	第1段階	26,560 軽減後 (14,360)	0.37 軽減後 (0.20)	4,275	4,238	4,216	世帯全員が市民税非課税 課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が120万円以下の人 上記以外
第2段階	43,110 軽減後 (25,150)	0.60 軽減後 (0.35)	第2段階	39,480 軽減後 (25,120)	0.55 軽減後 (0.35)	3,033	3,006	2,990		
第3段階	46,700 軽減後 (43,110)	0.65 軽減後 (0.60)	第3段階	43,430 軽減後 (43,070)	0.605 軽減後 (0.60)	2,486	2,464	2,451		
第4段階	61,060	0.85	第4段階	61,010	0.85	1,939	1,922	1,912	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額の合計額が80万円以下	
第5段階(基準額)	71,840	1.00	第5段階(基準額)	71,770	1.00	3,057	3,031	3,015	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、上記以外	
第6段階	82,620	1.15	第6段階	82,540	1.15	3,878	3,844	3,824	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満
第7段階	89,800	1.25	第7段階	93,310	1.30	3,878	3,844	3,824	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円未満
第8段階	107,760	1.50	第8段階	107,660	1.50	1,293	1,281	1,274	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円未満
第9段階	118,540	1.65	第9段階	122,010	1.70	422	419	417	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円未満
第10段階	129,310	1.80	第10段階	136,370	1.90	199	197	196	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円未満
第11段階	143,680	2.00	第11段階	150,720	2.10	124	123	122	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円未満
			第12段階	165,080	2.30	50	49	49	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円未満	
			第13段階	172,250	2.40	50	49	49	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円未満	
			第14段階	179,430	2.50	25	25	24	本人が市民税課税で合計所得金額が920万円未満	
			第15段階	186,610	2.60	149	148	147	本人が市民税課税で合計所得金額が920万円以上	

## **(利用料)**

利用料についての低所得者対策として、一定の所得要件を満たした人について、下記のような利用料の負担軽減措置を実施しています。

- ① 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給
- ② 特定入所者介護（予防）サービス費の支給
- ③ 社会福祉法人による利用料の軽減制度